

国の取組に係る進捗状況総表 (1) - 国の取組 -

国内における取組

<p>1 循環型社会、低炭素社会、自然共生社会を統合した持続可能な社会に向けた展開</p> <p><評価と課題> 天然資源の消費抑制と環境負荷低減を目的とする循環基本法の基本原則を尊重し、「京都議定書目標達成計画」に沿って、廃棄物の3R、廃棄物発電をはじめとする熱回収及びバイオマス利活用の促進等を図ることが重要です。</p> <p>循環型社会、低炭素社会、自然共生社会の3つの社会を一体的に実現するための統合的取組については、まだ、始まったばかりですが、現下の環境政策の重要な課題となっています。これは、社会経済システム及びビジネススタイル・ライフスタイルを改革する取組であり、それぞれの取組が十分に相乗効果を発揮するよう、政策間の連携が重要です。このため、我が国における潜在的に利用可能な循環資源の性質・量及びその活用手法の把握や3Rの取組が温室効果ガス削減や天然資源の投入量削減に与える効果の分析等の調査研究を進めます。具体的には、間伐材などの木材資源の積極的な活用といったバイオマス利用や、廃棄物エネルギー利用などについて、低炭素社会や自然共生社会の観点も含めて重点的に取り組むこと、枯渇性資源の効率的な使用、使用量増大の抑制などより広い範囲での施策の連携を深めていくことが重要です。</p> <p><今後の展開の方向> 地球環境問題や途上国の経済成長に伴う資源のひっ迫等の問題に対応して、我が国全体の資源生産性を高め、資源を無駄なく繰り返し活用する循環型社会を構築するために、地球温暖化対策や生物多様性保全対策との連携を強化すること。具体的には、バイオマス系循環資源の有効活用や廃棄物発電の導入等に取り組むこと。</p>							
第2次循環型社会形成推進基本計画(以下「第2次計画」という。)本文	府省名	第一回点検	二十一年白書	自主点検概要			
				取組概要	進捗状況	第1次循環型社会形成推進基本計画(以下「第1次計画」という。)第4回フォローアップ時からの比較と評価	今後の課題・見直しの方向性
1	環境省			リデュース、リユース推進の取組として、レジ袋削減の先進的な取組等を全国に情報発信することや、先駆的な地域の容器包装削減の取組への支援などを強化している。	平成21年1月に「容器包装3R推進全国大会」を行い、レジ袋削減に係る全国の取組について報告すると共に、レジ袋削減の先進的な取組等を広く紹介し、全国に情報発信を行った。 また、容器包装廃棄物の3Rに関する地域の各主体の連携による先進的な取組について、モデル事業として支援し、その効果を検証し全国へ紹介することで、広範な取組を促進させている。平成20年度は7件、平成21年度もリユース容器・通い容器を利用した総菜の量り売り実証支援など2Rを中心に7件の事業を全国から採択し、支援を行っている。	3R推進に関する全国大会の開催や、各地の3Rに係る事業に支援を行うことにより、普及啓発事業の更なる展開が図られたと認識している。また、レジ袋削減の取組も全国で着実に進展している。	リデュース、リユースの推進に向けて、先進事例を随時周知し、一層の普及を図る。

			<p>的な利用を行い、なお残る廃棄物等については、廃棄物発電の導入等による熱回収を徹底し、温室効果ガスの削減にも貢献します。また、廃棄物発電のネットワーク化による安定した電力の供給や熱回収の進んでいない中小廃棄物業者などに対する熱回収促進のための措置など持続的な廃棄物発電のあり方を検討します。さらに、焼却施設や産業工程から発生する中低温熱の業務施設等での利用を進めます。このほか、LCAの観点強化することで、より効率的・効果的な3Rを推進します。</p>	<p>環境省</p>	<p>廃棄物処理施設における温暖化対策事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成15年度より、温暖化対策に資する高効率な廃棄物エネルギー利用施設事業やバイオマス利用施設を整備する民間事業者等に対して、国庫補助を行っている。 また、平成18年度からは従来の廃棄物発電施設等に加え、ごみ発電ネットワーク及び熱輸送システムを補助対象施設に加えている。 	<p>廃棄物発電施設、廃棄物熱供給施設等の整備について、平成19年度に7事業、平成20年度に7事業の施設整備を推進した。</p>	<p>平成18年度からは補助対象施設を拡充し、温暖化対策に資する廃棄物処理施設の整備を推進している。</p> <p>平成19、20年度に完成した事業により、年間約13万t-CO₂の温室効果ガス排出量削減が見込まれる。</p>	<p>引き続き、温暖化対策に資する高効率の廃棄物エネルギー利用施設等の整備を促進する。</p>
1		農林水産省 経済産業省	<p>また、自然の恵みを活かす太陽光や風力などの再生可能エネルギーの積極的な利活用に加え、カーボンニュートラルな循環資源としてバイオマス系循環資源の有効活用を図ります。</p> <p>具体的には、食品廃棄物の飼料化、肥料化等や稲わら、廃木材等のセルロースを原料としたエタノール生産、生ごみ等からのメタン回収を高効率に行うバイオガス化、回収された廃食油等からのバイオディーゼル燃料の生成、木質ペレット、汚泥等の固形燃料化などを推進します。</p>	<p>農林水産省</p>	<p>「国産バイオ燃料の大幅な生産拡大に向けた工程表」(平成19年2月総理報告)に基づき、平成23年に規格外農産物等を用いて、国産バイオ燃料を5万kl生産する目標達成に向けた取組を推進する。</p>	<p>バイオ燃料地域利用モデル実証事業等の進捗により、国産バイオ燃料の生産を拡大するとともに、平成21年度には、セルロース系バイオ燃料製造技術の研究開発を継続しつつ、資源作物の栽培から革新的技術を用いたエタノール製造に至る一貫生産システムの開発を開始。</p>	<p>平成19年度時点において、バイオ燃料の本格導入を目的としたバイオ燃料地域利用モデル実証事業を開始するとともに、食料と競合しないセルロース系原料からバイオ燃料を製造する革新的技術開発に着手していたところ、実証事業の拡大、技術開発の強化等により、着実にバイオ燃料生産拡大の取組を進めている。</p>	<p>国産バイオ燃料の生産拡大については順調に進捗していることから、今後も引き続き取組を推進する。</p> <p>また、食料供給と両立する稲わらや間伐材等のセルロース系未利用バイオマスを有効に活用するための技術を確立する必要がある。</p>
		農林水産省	<p>エコフィード(食品残さ利用飼料)の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> (新)地域資源活用型エコフィード増産推進事業 <ul style="list-style-type: none"> TMRセンター等を活用する畜産農家集団が行う食品残さの利用等の取組に対し支援。 エコフィード緊急増産対策事業 <ul style="list-style-type: none"> 配合飼料メーカーと食品残さ飼料化業者が連携しエコフィードの生産・利用を拡大させる取組に対し支援。 エコフィード対策推進事業 <ul style="list-style-type: none"> 消費者の理解の下、畜産農家がエコフィードを安定的に利用するためのエコフィード利用畜産物認証制度の検討を支援 農業・食品産業競争力強化支援事業(うち、飼料化施設) <ul style="list-style-type: none"> 広域のかつモデル性の高い飼料化施設の整備に対し支援。 	<p>農林水産省</p>	<ul style="list-style-type: none"> 26ヶ所のTMRセンターにおいて、地域で発生する食品残さの飼料化の取組を実施。(平成21年10月現在) 6ヶ所の地域協議会において、食品残さの配合飼料原料としての利用を実施。(平成21年10月現在) エコフィードを給与し生産された畜産物の認証制度について検討中。 近県で発生する菓子屑等を養豚用の飼料とする施設を整備中。(1件) 	<p>引き続き、エコフィードの生産・利用の取組に対する支援を実施することにより、資源循環型畜産の取組を推進。</p>		

農 林 水 産 省		林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の木質バイオマスの利活用を促進するため、公共施設等における木質ペレット等バイオマスエネルギー利活用施設の整備等を行う。	平成18年度は、12地域において、平成20年度は、23地域において、木質バイオマスエネルギー利活用施設の整備を実施。	木材産業における木質資源利活用ボイラーや発電機などの木質バイオマスエネルギー利用施設等は増加しており、木質バイオマスのエネルギー利用が推進された。 木くず焚きボイラー (平成18年度498施設 平成20年942施設) 木質ペレットの国内生産量は、平成18年の24千トンから平成20年の38千トンに増加。	木材生産システムとも連携し、発電事業者等の大口需要にも対応した安定的かつ効率的な生産・搬出・流通体制の構築を推進するとともに、今後とも木質資源利用ボイラー等の整備、未利用材の利活用の推進、木材の循環利用促進のための技術開発等が必要である。
	環 境 省	実証試験として新たに「廃棄物系バイオマス次世代利活用推進事業」を行う。	平成20年度は、千葉市において生ごみ分別収集モデル事業を実施。 平成20年度 3.3億円		生ごみ等廃棄物系バイオマスの利活用手法については、地域特性に着目し、分別方法、収集運搬等のモデル実証が必要である。
経 済 産 業 省		新エネルギーの導入拡大に向け、バイオマスの高効率エネルギー転換技術開発や実証試験を行うとともに、地方自治体、事業者等に対する設備設置補助、事業可能性調査への補助を実施。	平成21年度において、以下の事業を実施中。 技術開発・実証試験 ・セルロース系エタノール革新的生産システム開発事業(21年度新規) ・バイオマスエネルギー等高効率転換技術開発 ・バイオマス等未活用エネルギー実証試験事業 ・バイオマスエネルギー地域システム化実験事業 ・地域バイオマス熱利用フィールドテスト事業 ・E3地域流通スタンダードモデル創成事業 設備設置・事業可能性調査補助 ・地域新エネルギー等導入促進対策 ・新エネルギー等事業者支援対策 ・バイオマス等未活用エネルギー事業調査	平成19年度時点において実施していた技術開発、実証試験、設備設置補助、事業可能性調査補助については、継続して実施している。 加えて、平成20年3月に「バイオ燃料技術革新計画」(バイオ燃料技術革新協議会)を策定し、食料と競合しないセルロース系バイオ燃料製造技術に関する研究開発に積極的に取り組むなど、バイオマスエネルギー導入拡大に向けた取組を進めている。	バイオマス利活用においては、より高効率に、より経済的にエネルギー転換することが重要であるため、次世代技術を含めた技術開発を実施。 需要増加が見込まれる輸送用バイオ燃料は重要であるが、食料と競合しないセルロース系原料からバイオ燃料を製造する技術開発等を実施。 バイオマスエネルギーの利用拡大に向けては、原料となる木質系廃材や間伐材、廃食用油などの収集が課題である。

国土交通省		<p>下水汚泥関係</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京都議定書目標達成計画」や「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、下水汚泥の緑農地利用や建設資材利用、バイオガスのエネルギーとしての有効利用を推進 ・下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト (LOTUS Project) を推進 	<p>下水汚泥のリサイクル</p> <p>平成 15 年度の下水汚泥リサイクル率は約 64%</p> <p>平成 16 年度の下水汚泥リサイクル率は約 67%</p> <p>平成 17 年度の下水汚泥リサイクル率は約 70%</p> <p>平成 18 年度の下水汚泥リサイクル率は約 74%</p> <p>平成 19 年度の下水汚泥リサイクル率は約 77%</p> <p>下水汚泥の緑農地利用、エネルギー利用</p> <p>平成 19 年度の下水道バイオマスリサイクル率は約 22%</p> <p>新世代下水道支援事業制度として、平成 18 年度に下水汚泥を消化し、得られた消化ガスを発電の燃料や天然ガス自動車の燃料として有効利用する事業を 1 件採択した。また、生ゴミ等を受入れ、下水汚泥と併せて消化し、得られた消化ガス等有効利用する事業を平成 17 年度に 1 件、平成 21 年度に 2 件採択した。</p> <p>下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト (LOTUS Project) の推進</p> <p>平成 18 年 3 月に LOTUS プロジェクトとして選定された技術の開発状況を検討した。以下のスケジュールで LOTUS プロジェクトとして開発すべき技術の検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 8 月 下水道技術開発プロジェクト委員会 ・平成 17 年 4 月～平成 21 年 3 月 研究開発期間 ・平成 20 年 3 月 評価終了 	<p>下水汚泥のリサイクル</p> <p>約 77% (平成 19 年度) の下水汚泥がリサイクルされており、循環型社会の推進に向けて引き続き下水汚泥のリサイクルを推進する。</p> <p>下水汚泥の緑農地利用、エネルギー利用</p> <p>下水汚泥中の有機物のうち肥料などの緑農地利用、バイオガス・汚泥燃料等としてエネルギー利用されたものは、約 22% (平成 19 年度) であり、目標達成に向け取組を推進。</p> <p>下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト (LOTUS Project) の推進</p> <p>引き続き LOTUS プロジェクトとして選定された開発すべき技術の開発や評価するための委員会の開催等を行った。</p>	<p>下水汚泥リサイクル率</p> <p>平成 19 年度末の目標値 (68%) を既に達成しており、より一層の推進を図る。</p> <p>下水道バイオマスリサイクル率</p> <p>社会資本整備重点計画に示された平成 23 年度末の目標値 (39%) の達成に向けて、下水汚泥のエネルギー利用等を引き続き支援</p> <p>下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト (LOTUS Project) の推進</p> <p>プロジェクトで開発された「スラッジ・ゼロ・ディスチャージ技術」及び「グリーン・スラッジ・エネルギー技術」の普及を推進。</p>

		国土交通省	<p>共同型バイオガスプラントを核とした地域バイオマスの循環利用システムの開発(重点プロジェクト研究)(H18～H22年度予定)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・乳牛ふん尿を主原料としつつ、他の安全な有機性廃棄物を副資材とする共同利用型バイオガスプラントを積雪寒冷地での地域循環システムとして実用化するための研究を実施。 -地域バイオシステムの特性・安全性とその消化液の品質解明 -地域バイオマス副資材の効率的発酵手法の解明 -副資材を用いた消化液の長期施用の効果と影響の解明 -スラリー・消化液の物性把握と効率的搬送手法の解明 ・開発研究と共同型のシステムを運営することで、地域産業維持と環境に優しい一つの社会モデルの具現化を促進する。 ・研究成果に基づき、共同型バイオガスプラントの計画・設計技術の普及・広報活動を実施。 	<p>地域のバイオマスを共発酵処理することにより、消化液の肥効性が高まり、また、安全性も確保されることから液肥として農地へ循環利用でき、牧草の収量・品質も上がる利点などを実証した。</p> <p>・地域のバイオマスを共発酵処理することにより、温室効果ガスが約35%削減(被害額換算ベース)できることを明らかにした。</p> <p>これまでの研究成果の公表を行ったほか、「バイオマスの利活用技術に関するフォーラム」およびシンポジウム「全国における共同型バイオマスプラントによる地域バイオマスの資源循環利用の取り組み」を主催し、家畜ふん尿を主とした農村系バイオマスの循環利用技術開発の成果の紹介や日本国内(北海道、京都府、熊本県)で稼働する共同型バイオガスプラントでの地域バイオマスの資源循環利用技術の確立に向けた情報交換および取組の強化など技術の普及・広報活動に取り組んだ。</p> <p><論文・講演等の発表件数> 平成18年度:24、平成19年度:14、平成20年度:18、平成21年度:8(10月現在)</p>	<p>計画に基づき新たな研究に着手し、進捗状況に記載したとおり、さらなる成果を得た。</p> <p>また、これまでの研究成果による技術の普及・広報活動を着実に推進している。</p>	<p>引き続き、「共同型バイオガスプラントを核とした地域バイオマスの循環利用システムの開発(重点プロジェクト研究)」の研究計画に基づき研究を実施し、共同型・個別型バイオガスプラントおよび肥培灌漑システムを組み合わせた地域バイオマスの循環利用システムの提案を目指す。</p>
1	また、循環資源の輸送にあたっては、トラック輸送に、環境負荷の低い船舶や鉄道による輸送を組み合わせたモーダルシフトを進めることで、広域的かつ効率的な静脈物流システムの構築を推進し、低炭素社会づくりにも寄与します。	国土交通省	<p>静脈物流システムの構築(1) 海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め、総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の形成を促進する。</p> <p><リサイクルポートにおける企業立地数> 目標値:平成19年度188社 230社(平成24年度)</p>	<p>平成18年までに、21港をリサイクルポートに指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行っている。</p> <p>静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進している。港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインを作成した。</p> <p>第三セクター等が整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設の整備に対し、国庫補助により支援する。</p>	<p>第1次計画(第4回フォローアップ時)以降、業績指標を「循環資源国内輸送コスト低減率」から「リサイクルポートにおける企業立地数」に変更した。</p> <p>平成20年度の企業立地数は208社であり、平成19年度より20社増加している。平成24年度目標に向けて順調に進展している。</p>	<p>官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充を検討していく。</p> <p>また、循環資源に係る港湾管理運用ルールの共通化や海上輸送の特性を活かしたコンソーシアム方式によるリサイクルチェーンの構築のための制度改善に取り組む。</p>

		国土交通省	<p>静脈物流システムの構築(2)</p> <p>「首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会」が設置され、平成14年に検討結果である「東京圏におけるゴミゼロ型都市の再構築に向けて」を発表し、その中で静脈物流システムの検討が今後の課題として上げられた。</p> <p>都市再生本部及び首都圏ゴミゼロ型都市推進協議会における議論を踏まえ、</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成14年度においては、首都圏におけるリサイクル拠点間の輸送等の実態把握及び環境負荷低減型の静脈物流システムのあり方について検討を行い、特に鉄道の活用に関心を当てながら、同システムの構築における課題と対応策について、その具体化を図った。 平成15年度においては、平成14年度に行った首都圏を対象とした調査研究の結果を踏まえ、京阪神圏を対象としたゴミゼロ型都市のための静脈物流システムの構築を目標とした調査を実施。 	<p>グリーン物流パートナーシップモデル事業として、静脈物流案件2件に対して支援を実施。平成18年度においてもグリーン物流パートナーシップ推進事業(モデル事業、普及事業)によって静脈物流案件1件に対して支援を実施。</p>	<p>静脈物流事業として、具体化された案件が出てきており、進展が見られる。</p>	<p>環境負荷低減に資する静脈物流を具体化していくためには、引き続き官民が協力して進むことが必要であり、官民が情報交流を深めつつ連携・協力することによって、本調査研究で提示した静脈物流を進展させていくことが期待される。</p>
1	資源採取に伴う自然破壊の防止や自然界における適正な物質循環の確保に向け、生物多様性の保全にも配慮しながら、天然資源のうち化石燃料や鉱物資源等の自然界での再生が不可能な資源の代替材料開発、効率的な使用、使用量の増大の抑制を進めます。	環境省(自然局)	<p>生物多様性国家戦略2010の策定(平成21年12月現在自然環境・野生生物合同部会にて審議中)</p>	<p>平成21年度中に、生物多様性基本法(平成20年法律第58号)に基づく、初めての生物多様性国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」を閣議決定する予定。同戦略においては、自然共生社会と循環型社会の統合的取組を進めることが明記されているところ。</p>		<p>「生物多様性国家戦略2010」を閣議決定に向けて、今後も検討を進めていく。</p>
		経済産業省・環境省	<p>平成20年度より適正かつ効果的なレアメタルのリサイクルシステムの構築を目指すべく、使用済小型家電の回収モデル事業を実施し、効率的・効果的な回収方法の検討を行うとともに、回収された使用済小型家電に係るレアメタルの含有実態の把握や、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理などについての検討などを行っている。</p>	<p>平成20年度にモデル事業を行った3地域に加え、平成21年度に事業の対象地域の追加公募を実施し、8件の応募のうちから新たに4地域を採択。合計全国7地域でモデル事業を実施中。</p> <p>「使用済小型家電からのレアメタル回収及び適正処理に関する研究会」を開催し、効率的・効果的な回収方法の検討、回収された使用済小型家電の解体・分別、レアメタルの含有実態の把握、使用済小型家電のリサイクルに係る有害性の評価及び適正処理などについての検討などを行っている。</p>	<p>{該当なし(第4回フォローアップ時、未実施)}</p>	<p>回収対象となる小型家電、使用済小型家電の回収、レアメタル回収、環境管理等のそれぞれの課題について、モデル事業を通して、検討を行っていく。</p>
		国土交通省	<p>(新) 下水道に存在する未利用リン資源の活用</p>	<p>平成20年度には、現状や課題を把握するとともに、ユーザー側の実態やニーズ等を把握し、今後の取り組みの方向性を検討することを目的として、「下水・下水汚泥からのリン回収・活用に関する検討会」を設置し、論点整理を実施</p>		<p>論点整理を踏まえ、引き続き、回収リンの品質管理体制や事業展開手法等について検討を進め、リン資源化の事業実施を支援。</p>

				<p>希少元素の代替技術・有効利用技術などの開発のため「元素戦略/希少金属代替材料開発プロジェクト」を推進する。</p>	<p>【元素戦略プロジェクトについて】 平成19年度に、採択した材料系中心の7課題では、元素戦略本来の目的(ユビキタス元素による希少・有害元素の代替)と同時に高機能を有する実用材料に結びつく成果が得られつつある。 平成20年度に採択した化学系5課題では、貴金属レスもしくはフリーの触媒開発などを実施中。 平成21年度は、分子結晶性二次電池、ナトリウムイオン二次電池、HDD向け白金・ルテニウムフリー磁性材料、リンの化合物設計開発の計4件を採択した。</p> <p>【希少金属代替材料開発プロジェクトについて】 平成19年度からは以下を実施。 透明電極向けインジウム 現状・成果:酸化亜鉛代替で50%削減を達成。また、3インチの液晶カラーディスプレイの試作に成功。 希土類磁石向けディスプロシウム 現状・成果:結晶粒微細化技術による保磁力向上により、20%まで削減に成功。 超硬工具向けタングステン(W) 現状・成果:金属とセラミックスのハイブリッド材料の試作により、20%まで削減に成功。</p>	<p>【第二次循環基本計画策定時(平成20年3月からの比較)】 元素戦略プロジェクトについては、左記に示すように、平成20年度に5課題、平成21年度に4課題を新たに採択し、平成19年度採択の7課題と合わせて、研究開発を推進。</p> <p>希少金属代替材料開発プロジェクトについては、平成21年度から以下を新たに追加した。 排ガス浄化向け白金族 精密研磨向けセリウム 蛍光体向けテルビウム等</p> <p>また、平成21年度2次補正予算では、ディスプロシウムを使用しない革新的な磁石やモーター等の研究開発等を実施する。</p>	<p>【今後の課題・見直しの方向性】 元素戦略プロジェクト中間評価結果等を踏まえ、引き続き着実に推進するとともに、経済産業省とも連携しつつ推進していく。</p> <p>希少金属代替材料開発プロジェクト中間評価結果等を踏まえ、引き続き着実に推進するとともに、文部科学省とも連携しつつ推進していく。</p>
1	また、自然界から新たに採取する資源については、長期にわたって使用可能な質の高い住宅をはじめ、製品をできる限り長期間社会で使用することを推進するとともに、いったん使用済みとなったものでも循環資源としての利用やエネルギー回収を徹底することにより、最終処分量の抑制を図ります。	国土交通省		<p>長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックを形成するため、長期優良住宅普及促進法の施行に係る関連の政省令等の整備、認定長期優良住宅に対する税制上の特例措置の創設(平成20-21年度)、長期優良住宅等推進事業の実施等の取組を進めている。</p>	<p>平成21年6月4日に長期優良住宅普及促進法が施行。</p> <p>同法に基づく長期優良住宅建築等計画の認定状況 38,571戸(平成21年6月~12月の累計)。</p> <p>長期優良住宅等推進事業では住宅の長寿命化に向けた事業の提案を公募し、優れた提案には事業費用の一部補助を実施。 ・平成20年度 88件採択 ・平成21年度 113件採択</p>	<p>制度導入以降、長期優良住宅は着実に増加している。</p>	<p>ストック重視の住宅政策に転換し、長期にわたって使用可能な質の高い住宅ストックの形成が課題となっており、引き続き長期優良住宅の普及を促進する必要がある。</p>

1	<p>また、自然界での再生可能な資源の活用にあたっては、生物多様性の保全に配慮しながら、持続可能な利用を推進することが必要です。</p> <p>このような観点も踏まえ、新たなバイオマス・ニッポン総合戦略(平成18年3月)に基づくバイオマス等の利活用の促進や森林の適切な整備・木材利用の推進を図ります。</p>	農林水産省(内閣府 総務省・文部科学省 経済産業省・国土交通省 環境省)	<p>地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化を目的とし、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、平成22年を目途に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p> <p>これまでの取組をさらに促進し、京都議定書発効等の戦略策定後の情勢の変化に対応するため、平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を見直し、引き続き本戦略に基づき、積極的にバイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。(平成22年目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的観点: エネルギー変換効率の向上等 ・地域的観点: バイオマスタウンを300市町村程度構築 ・全国的観点: 廃棄物系バイオマス: 炭素量換算で80%以上利活用等 	<p>関係府省の連携を図るための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」及び「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ」において取りまとめられた平成21年度具体的な行動計画に基づき取組を推進。</p> <p>平成21年3月にバイオマス加速化戦略委員会においてバイオマスタウン構想の実現及び一層の普及に向けた「バイオマスタウン加速化戦略」を策定。</p> <p>地域の創意工夫に基づくバイオマスを効率的・総合的に利用する「バイオマスタウン構想」を募集し、関係府省が連携し支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスタウン構想を公表した市町村数 平成16年度末時点 13件 平成17年度末時点 44件 平成18年度末時点 90件 平成19年度末時点 136件 平成20年度末時点 196件 平成22年1月末時点 224件 <p>「バイオ燃料技術革新計画」(平成20年3月バイオ燃料技術革新協議会)に基づき、2015年から2020年に40円/リットルの製造コスト実現を目指し、食料と競合しないセルロース系バイオ燃料製造技術に係る研究開発を推進。</p> <p>バイオ燃料の導入促進に係る環境を整備するため、バイオ燃料を混合してガソリンを製造する場合に、その混合分に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置を開始(平成21年2月25日より平成25年3月31日までの5年間)。</p> <p>「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」を制定し(本年7月成立、8月施行)、エネルギー供給事業者による一定量の非化石エネルギー源の利用を義務付け。</p>	<p>バイオマスの利活用については、廃棄物系バイオマスは着実な成果が認められるものの、未利用バイオマスの利活用はわずかしか進んでいない状況である。目標達成に向け、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p> <p>・バイオマス利活用率</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>14年</td> <td>20年</td> </tr> <tr> <td>廃棄物系バイオマス</td> <td>68%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>未利用バイオマス</td> <td>21%</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>74%</td> <td>17%</td> </tr> </table>		14年	20年	廃棄物系バイオマス	68%		未利用バイオマス	21%			74%	17%	<p>国産バイオ燃料の安定供給に向け、農林漁業者とバイオ燃料製造業者による連携促進や収集・運搬コストの低減、資源作物の開発等の技術・研究開発に対する支援が必要。</p> <p>平成21年3月に取りまとめた「バイオマスタウン加速化戦略」に基づき、バイオマスタウンの実現及び一層の普及が必要。</p> <p>バイオマス活用推進基本法に基づきバイオマス利活用の推進(平成21年6月バイオマス活用推進基本法成立、平成21年9月バイオマス活用推進基本法施行)</p> <p>・バイオマス活用推進基本計画の策定(予定)</p>
			14年	20年														
廃棄物系バイオマス	68%																	
未利用バイオマス	21%																	
	74%	17%																
農林水産省	<p>森林・林業基本法に基づき、「水土保持林」、「森林と人との共生林」、「資源の循環利用林」の森林の各機能区分に沿った森林の整備・保全を推進。</p>	<p>京都議定書森林吸収目標1300万炭素トンの達成に向け、平成19年度から6年間にわたり毎年55万haの間伐等の森林整備を推進する必要がある。目標達成に向け、森林整備を推進しているところ。</p>	<p>森林整備保全事業計画(平成21年4月24日閣議決定)において、森林資源の循環利用を促進するための目標等を定めた。</p> <p>平成19年度には、従来の間伐量35万haに対し、年度内には52万haを完了し、初年度の対策としては概ね十分な実行が確保された。</p>	<p>森林の重視すべき機能に応じた3つの区分に沿った、多様な森林の整備・保全を推進。</p> <p>京都議定書森林吸収目標達成に向け、間伐等の森林整備を着実に推進。</p>														

		農林水産省	人や環境に優しく、再生産可能な資材である木材の循環利用等を促進するため、リサイクルやダイオキシンの対策等の環境保全や合理的な加工・流通施設等の整備による木材産業の体質強化や森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組に対する支援を実施。	平成20年度は、7企業(7工場)による環境保全施設整備等の導入に対し補助措置を実施した。(H19年度は9企業(9工場)に対して実施) 平成20年度は、森林所有者から住宅生産者までの関係者の連携による「顔の見える木材での家づくり」の取組を支援するため、住宅生産者、住宅産業関係者に対する技術講習会の開催、「顔の見える木材での家づくり」の優良事例の選定と普及を実施。	「顔の見える木材での家づくり」に取組む団体数が、281団体(平成19年)から301団体(平成20年)に増加するなど、一定の効果が見られた。	環境保全等に対応した合理的な木材産業の加工・流通体制の整備や、森林所有者から木材産業関係者、住宅生産者までの地域の関係者等が一体となった「顔の見える木材での家づくり」の情報提供などにより普及を推進。
		農林水産省	林地残材、製材工場残材、建設発生木材等の木質バイオマスの利活用を促進するため、公共施設等における木質バイオマスエネルギー利用施設、林地残材等の効率的な収集・運搬に資する機材の整備等を行う。 (新)間伐材等の林地残材の搬出・運搬コスト低減のための先進的・実証的な取組や木質ペレット等の流通体制の整備等に対する支援を実施。 また、製材業、木材販売等を営む企業(個人)が行う、木くずを燃料とする木くず焚きボイラーやダイオキシンの発生を抑制する焼却炉等のリース方式での導入に対し、そのリース料の一部を助成する。 さらに、人や環境に優しく、再生産可能な資材である木材の循環利用を推進するための新技術・新製品の開発を促進する。	平成18年度は、12地域において、平成20年度は、23地域において、木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備を実施。 平成20年度は、公募により選定された民間団体により、間伐材等の林地残材の搬出・運搬コスト低減のための先進的・実証的な取組が12課題選定され、実施。 平成18年度は、民間企業等に対する公募方式により、木質廃棄物の抑制・再利用等環境負荷の少ない木材加工や木材利用等に関する技術開発を1課題(平成17年度3課題)選定し、実施。 これまで、26企業に対して木くず焚きボイラー等の導入に対するリース料の一部助成を実施。(平成20年度現在)	木材産業における木質資源利用ボイラーや発電機などの木質バイオマスエネルギー利用施設等は増加しており、木質バイオマスのエネルギー利用が推進された。 木くず焚きボイラー (平成18年度498施設 平成20年942施設)	木材生産システムとも連携し、発電事業者等の大口需要にも対応した安定的かつ効率的な生産・搬出・流通体制の構築を推進するとともに、今後ともチップ製造施設・発電施設や木質資源利用ボイラー等の整備、未利用材の利活用の推進、木材の循環利用促進のための技術開発等が必要である。
1	さらに、化学肥料や化学合成農薬の使用低減等による環境保全型農業や漁場環境の改善に資する持続的な養殖業等環境保全を重視した農林水産業を推進するとともに、都市部における雨水や農山村における稲わら、里地里山等の利用・管理によって生じる草木質資源など未利用自然資源の利用を促進します。	農林水産省	海洋環境等への負荷を低減させるため、水産廃棄物等の再資源化施設、処理施設の整備を実施。	平成16年度は、2施設、平成17年度4施設、平成18年度2施設、平成19年度1施設の水産廃棄物等処理施設の整備を実施。	第2回フォローアップ時に2施設、第3回フォローアップ時は4施設、第4回フォローアップ時は2施設、今回は1施設の整備を実施しており、水産廃棄物等の再資源化及び処理の推進に貢献した。	今後も循環型社会を支えるための水産廃棄物等処理施設の整備を推進する必要がある。
		農林水産省	食料供給と両立できる稲わら等のソフトセルロース系原料の収集・運搬からバイオ燃料の製造・利用までの技術を確立する取組を行う	平成20年度にソフトセルロース系原料から効率的にバイオ燃料を製造する技術を確立するための実証事業を創設し、平成20年度に3地区、平成21年度に1地区で事業を開始。 平成20年度採択地区は、稲わらの収集運搬実証を実施し、バイオ燃料製造設備の整備を了した地区から、原料の収集運搬からバイオ燃料の製造まで一貫した実証を実施。平成21年度採択地区はバイオ燃料製造設備の整備を開始。	ソフトセルロース系原料から効率的にバイオ燃料を製造する技術を確立するための実証事業を創設し、全国4地区で実証を開始した。	国産バイオ燃料の生産拡大に向け、食料供給と両立できるソフトセルロース系原料から効率的にバイオ燃料を製造する技術を確立する必要がある。 また、稲わら等のソフトセルロース系原料は広く、薄く存在することから、効率的に収集・運搬する技術を確立する必要がある。

	農 林 水 産 省	「農林水産省生物多様性戦略」(平成 19 年 7 月)に基づき、田園地域・里地里山の保全(環境保全型農業の推進、生物多様性に配慮した生産基盤整備の推進等)など生物多様性保全をより重視した農林水産施策を推進します。	田園地域・里地里山の保全、森林の保全、里海・海洋の保全など、生物多様性保全を重視した農林水産施策を推進。 特に、平成 20 年度に、これら関連施策をより効果的に推進するため、農林水産業と生物多様性の関係を定量的に計る指標の開発を開始。 平成 21 年度は、農林水産業と生物多様性に関する国民理解を促進する方策として、生物多様性に配慮した農林水産物であることを生きもののマークでアピールする生きものマークの取組事例の調査、活用の手引きの作成を実施。 また、漁業者等による藻場・干潟等の保全活動に対する支援を実施。	平成 19 年 7 月に策定した「農林水産省生物多様性戦略」に基づく施策は、平成 20 年度以降の予算に反映しており、着実に推進している。	生物多様性条約第 10 回締約国会議(COP10)では、現行の目標に代わる新たな目標が決定される予定であり、わが国農林水産業の生物多様性保全への貢献について国内外に発信し、理解を得る必要。
<p>2. 地域循環圏を踏まえた循環型社会づくり</p> <p><評価と課題> 循環型社会を具体化するために、地域住民等による課題把握や発意を重視しつつ、地方公共団体がコーディネーターとなり、地域活性化の観点も視野に入れて地域循環圏を踏まえた循環型社会づくりを進めていくことが重要です。バイオマス等について地域での循環的利用を進めるために関係主体の連携の下での計画策定を具体化する他、複数の市町村が一体となって広域的な循環型社会形成推進地域計画を作成し、その上で施設の整備等を行うことも可能な循環型社会形成推進交付金制度の活用などをより進め、地域から循環型社会への変革を加速していくことが重要です。</p> <p>地域循環圏の形成については、各地で住民、NGO/NPO、大学、事業者、地方公共団体などの関係主体の連携による先進的な取組が進められています。今後は、これら先進・優良事例を継続・発展するために、地方環境事務所等が中心となり、地方公共団体等の関係主体の連携を一層強化するための仕組みづくりや支援策を検討するとともに、先進・優良事例の全国更には世界への展開を目指して情報発信等を進めることが重要です。さらに、地域循環圏の具体化に向け、地方公共団体等のこれまでの実績やエコタウンなどの経験を踏まえつつ、地域住民等それぞれの地域の関係各主体の発意を重視して地域計画の策定を進める必要があります。</p> <p><今後の展開の方向> 足元からの循環型社会づくりについては、モデル事業として先進的な取組を実施するとともに、先進・優良事例の展開に向け、地域循環圏構築のための計画づくりを関係主体の協働により進めるための支援を行うこと。</p>					

2	<p>地域の特性を活かし、かつ、循環資源の性質に応じて最適な規模の「地域循環圏」の形成を推進し、地域活性化につなげていきます。</p> <p>地域循環圏は、各主体が相互の連携・協働(つながり力)を通じて、各々の役割を積極的に果たしていくことで形成されます。</p> <p>国にあっては、国際・全国レベルで、また地方環境事務所をはじめとする地方支分部局を活用してブロックレベルで、地方公共団体の取組支援など各主体が連携・協働できるようコーディネーターとしての役割を果たし、国と地方を中心に各主体が構想段階から協働して地域計画を策定し、循環型社会の形成のための基盤の整備を推進していきます。</p> <p>地域循環圏の形成は循環資源</p>	環境省		<p>地方の実情に応じた地域循環圏の構築に向けて、環境本省や地方環境事務所を中心に、関係府省・地方支分部局、関係都道府県・市町村、地方産業界、NGO/NPO等の関係主体の連携協働により、循環資源の性質に応じた複層的な望ましい循環の姿とするために必要な取組・事業をまとめた地域計画を策定する。また、各省連携による基盤整備等の支援も活用し、循環型社会を低炭素社会、自然共生社会と一体的に構築していくために地域循環圏を総合的・計画的に実現する。</p>	<p>中部地域、近畿地域、九州地域において、地域循環圏関係府省連絡会議や協議会を設置し、最適な規模の循環を形成するために必要な情報把握や情報提供を行うとともに、地域の特性や循環資源の性質等に応じて最適な規模の循環を形成する地域計画策定のための調査、検討を実施。</p>	<p>循環資源ごとに地域の特性を踏まえて最適な循環の範囲の検討を推進。</p>	<p>事業の効果的・効率的な実施及び実施結果の定量的な評価を行い、地域循環圏を形成するための仕組みづくりについて課題や問題点を整理する。</p>
---	--	-----	--	---	--	---	--

<p>の性質に基づくことから、廃棄物の適正処理を前提に、温暖化対策や生物多様性の保全などの環境面や希少性や有用性などの資源面、さらに輸送効率や処理コストなどの経済面の各観点から、循環資源ごとに地域の特性を踏まえて最適な循環の範囲の検討を進めていきます。</p> <p>一方、一定の地域のみで発生する又は腐敗しやすい等の特徴を持つバイオマス系循環資源はその地域において、また高度な処理技術を要するものはより広域的な地域で、といったように、最適な循環圏の規模が一定程度明確なものについては、その形成を以下のように進めます。</p> <p>バイオマス系循環資源については、コミュニティや地域レベルでの循環を念頭に、新たなバイオマス・ニッポン総合戦略に基づき、市町村が中心となって、広く地域の関係者の連携の下、総合的なバイオマス利活用システムを構築する「バイオマスタウン」構想の取組を関係者一体となって広げます。</p>	<p>農林水産省(内閣府総務省・文部科学省経済産業省国土交通省環境省)</p>	<p>(再掲)</p> <p>地球温暖化の防止、循環型社会の形成、戦略的産業の育成、農林漁業・農山漁村の活性化を目的とし、平成14年12月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を閣議決定し、平成22年を目標に、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p> <p>これまでの取組をさらに促進し、京都議定書発効等の戦略策定後の情勢の変化に対応するため、平成18年3月に「バイオマス・ニッポン総合戦略」を見直し、引き続き本戦略に基づき、積極的にバイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p> <p>(平成22年目標)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・技術的観点: エネルギー変換効率の向上等 ・地域的観点: バイオマスタウンを300市町村程度構築 ・全国的観点: 廃棄物系バイオマス: 炭素量換算で80%以上利活用等 	<p>関係府省の連携を図るための「バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議」及び「バイオマス・ニッポン総合戦略推進アドバイザーグループ」において取りまとめられた平成21年度具体的な行動計画に基づき取組を推進。</p> <p>平成21年3月にバイオマスタウン加速化戦略委員会においてバイオマスタウン構想の実現及び一層の普及に向けた「バイオマスタウン加速化戦略」を策定。</p> <p>地域の創意工夫に基づくバイオマスを効率的・総合的に利用する「バイオマスタウン構想」を募集し、関係府省が連携し支援。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・バイオマスタウン構想を公表した市町村数 <table border="1"> <tr><td>平成16年度末時点</td><td>13件</td></tr> <tr><td>平成17年度末時点</td><td>44件</td></tr> <tr><td>平成18年度末時点</td><td>90件</td></tr> <tr><td>平成19年度末時点</td><td>136件</td></tr> <tr><td>平成20年度末時点</td><td>196件</td></tr> <tr><td>平成22年1月末時点</td><td>224件</td></tr> </table> <p>「バイオ燃料技術革新計画」(平成20年3月バイオ燃料技術革新協議会)に基づき、2015年から2020年に40円/リットルの製造コスト実現を目指し、食料と競合しないセルロース系バイオ燃料製造技術に係る研究開発を推進。</p> <p>バイオ燃料の導入促進に係る環境を整備するため、バイオ燃料を混合してガソリンを製造する場合に、その混合分に係る揮発油税及び地方道路税の免税措置を開始(平成21年2月25日より平成25年3月31日までの5年間)。</p> <p>「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」を制定し(本年7月成立、8月施行)、エネルギー供給事業者による一定量の非化石エネルギー源の利用を義務付け。</p>	平成16年度末時点	13件	平成17年度末時点	44件	平成18年度末時点	90件	平成19年度末時点	136件	平成20年度末時点	196件	平成22年1月末時点	224件	<p>バイオマスの利活用については、廃棄物系バイオマスは着実な成果が認められるものの、未利用バイオマスの利活用はわずかしか進んでいない状況である。目標達成に向け、バイオマスの総合的な利活用に向けた取組を推進。</p> <table border="1"> <tr><td>バイオマス利活用率</td><td>14年</td><td>20年</td></tr> <tr><td>廃棄物系バイオマス</td><td>68%</td><td>74%</td></tr> <tr><td>未利用バイオマス</td><td>21%</td><td>17%</td></tr> </table>	バイオマス利活用率	14年	20年	廃棄物系バイオマス	68%	74%	未利用バイオマス	21%	17%	<p>国産バイオ燃料の安定供給に向け、農林漁業者とバイオ燃料製造業者による連携促進や収集・運搬コストの低減、資源作物の開発等の技術・研究開発に対する支援が必要。</p> <p>平成21年3月に取りまとめた「バイオマスタウン加速化戦略」に基づき、バイオマスタウンの実現及び一層の普及が必要。</p> <p>バイオマス活用推進基本法に基づきバイオマス利活用の推進</p> <p>(平成21年6月 バイオマス活用推進基本法成立 平成21年9月 バイオマス活用推進基本法施行)</p> <p>バイオマス活用推進基本計画の策定(予定)</p>
平成16年度末時点	13件																									
平成17年度末時点	44件																									
平成18年度末時点	90件																									
平成19年度末時点	136件																									
平成20年度末時点	196件																									
平成22年1月末時点	224件																									
バイオマス利活用率	14年	20年																								
廃棄物系バイオマス	68%	74%																								
未利用バイオマス	21%	17%																								

	また、食品リサイクル法に基づく食品リサイクル・ループの認定など、関係者の連携・協働により大都市、地方都市など地域の特性に応じた、食料やエネルギーなどの地産地消の体制を構築します。	農林水産省、経済産業省、環境省		食品リサイクル法に係る施策の充実・強化 食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進。	食品循環資源の再生利用等の実施率(平成 19 年度実績) 食品製造業 81% (前年度 81%) 食品卸売業 62% (前年度 62%) 食品小売業 35% (前年度 35%) 外食産業 22% (前年度 22%) 食品産業合計 54% (前年度 53%) 平成 19 年6月の食品リサイクル法改正により措置された、食品リサイクルループの構築を要件とする新たな再生利用事業計画については、平成 21 年 10 月末現在で計 14 件が認定されている。	再生利用等の実施率は伸びており、食品リサイクル制度が徐々に定着してきていると考えられる。 再生利用事業計画の認定については、ほぼ毎月新たな認定実績が生まれており、順調に制度が活用されていると認識される。	資源を無駄なく活用し、環境との調和と食品産業の体質強化を同時に追求するためには、食品ロスの削減と食品廃棄物を資源として効率的かつ最大限リサイクルすることが必要。 そのためには、フードチェーン全体でのシステム構築と新たな用途へのリサイクルに資する技術の改良・導入が重要。
2	また、民間団体や自治体が回収・処理を行う生ごみの肥料化や廃油の飼料化・バイオ燃料化などの再資源化活動を営利的・持続的に行ういわゆる地域コミュニティ・ビジネスの育成を図ります。	環境省		循環型社会地域支援事業 NPO/NGO や事業者が地方公共団体と連携して行う循環型社会の形成に向けた取組で、他の地域のモデルとなるような事業を公募して社会実験として実証事業を行うことにより、循環型社会の形成に向けた地域からの取組の展開を促進する。	平成 21 年度は 54 件応募があり、以下の7件の事業を採択して実証事業を実施した。 ・廃棄自転車のリユース、リサイクルとレンタル自転車での観光振興 ・リモネンを溶解剤とする漂着発泡スチロールの回収 ・プロスポーツによるエコシティ仙台創造プロジェクト ・「首都圏における生ごみ全量堆肥化による地域内・循環型社会の形成」：市民、行政、企画の連携 ・竹鶏物語～3R プロジェクト～ ・大学、職人、商店街と地域が育む古着再利用事業「かさでら R」プロジェクト ・沖縄の特性を生かした生ごみループ形成事業 - 食品循環養豚と堆肥化によるトータルな生ごみ循環システムの構築	引き続き事業を実施し、循環型社会の形成に向けた地域からの取組を推進していく。	引き続き平成 22 年度も事業を公募して実施する予定。 なお、採択事業については、概要をとりまとめて環境・循環型社会・生物多様性白書や web マガジン Re-Style において紹介している。
2	さらに、家畜排せつ物や下水汚泥などのバイオマスの有効利用を推進します。	農林水産省		家畜排せつ物等有機性資源のたい肥化や再生可能エネルギーとしての利活用などによる循環的利用の促進等を推進する。	平成 19 年3月に「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」に基づく国の基本方針を見直し。これに伴い、都道府県計画の見直しが行われた。 H19 年度... 9 県 H20 年度... 31 県 H21 年度... 40 県	家畜排せつ物法の管理基準適用農家戸数に占める、施設整備農家戸数の割合は、79.8% (H16) から 89.3% (H20) に増加し、家畜排せつ物の管理の適正化によるたい肥の利用等が進んでいる。	引き続き、家畜排せつ物の管理の適正化及び利用を促進。

		国土交通省	<p>下水汚泥関係(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「京都議定書目標達成計画」や「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、下水汚泥の緑農地利用や建設資材利用、バイオガスのエネルギーとしての有効利用を推進 ・下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト (LOTUS Project) を推進 	<p>下水汚泥のリサイクル</p> <p>平成 15 年度の下水汚泥リサイクル率は約 64%</p> <p>平成 16 年度の下水汚泥リサイクル率は約 67%</p> <p>平成 17 年度の下水汚泥リサイクル率は約 70%</p> <p>平成 18 年度の下水汚泥リサイクル率は約 74%</p> <p>平成 19 年度の下水汚泥リサイクル率は約 77%</p> <p>下水汚泥の緑農地利用、エネルギー利用</p> <p>平成 19 年度の下水道バイオマスリサイクル率は約 22%</p> <p>新世代下水道支援事業制度として、平成 18 年度に下水汚泥を消化し、得られた消化ガスを発電の燃料や天然ガス自動車の燃料として有効利用する事業を 1 件採択した。また、生ゴミ等を受入れ、下水汚泥と併せて消化し、得られた消化ガス等有効利用する事業を平成 17 年度に 1 件、平成 21 年度に 2 件採択した。</p> <p>下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト (LOTUS Project) の推進</p> <p>平成 18 年 3 月に LOTUS プロジェクトとして選定された技術の開発状況を検討した。以下のスケジュールで LOTUS プロジェクトとして開発すべき技術の検討を行っている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 18 年 8 月 下水道技術開発プロジェクト委員会 ・平成 17 年 4 月～平成 21 年 3 月 研究開発期間 ・平成 20 年 3 月 評価終了 	<p>下水汚泥のリサイクル</p> <p>約 77% (平成 19 年度) の下水汚泥がリサイクルされており、循環型社会の推進に向けて引き続き下水汚泥のリサイクルを推進する。</p> <p>下水汚泥の緑農地利用、エネルギー利用</p> <p>下水汚泥中の有機物のうち肥料などの緑農地利用、バイオガス・汚泥燃料等としてエネルギー利用されたものは、約 22% (平成 19 年度) であり、目標達成に向け取組を推進。</p> <p>下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト (LOTUS Project) の推進</p> <p>引き続き LOTUS プロジェクトとして選定された開発すべき技術の開発や評価するための委員会の開催等を行った。</p>	<p>下水汚泥リサイクル率</p> <p>平成 19 年度末の目標値 (68%) を既に達成しており、より一層の推進を図る。</p> <p>下水道バイオマスリサイクル率</p> <p>社会資本整備重点計画に示された平成 23 年度末の目標値 (39%) の達成に向けて、下水汚泥のエネルギー利用等を引き続き支援</p> <p>下水汚泥資源化・先端技術誘導プロジェクト (LOTUS Project) の推進</p> <p>プロジェクトで開発された「スラッジ・ゼロ・ディスチャー技術」及び「グリーン・スラッジ・エネルギー技術」の普及を推進。</p>
--	--	-------	---	---	---	---

2	製品系循環資源や枯渇性資源を含む循環資源については、より広域での循環を念頭に、各種個別リサイクル法や資源有効利用促進法に基づく措置を着実に実施するほか、廃棄物処理法の広域認定・再生利用認定を適切に活用します。	環境省(廃対課 産廃課)		平成9年に改正された廃棄物処理法に基づき、一定の廃棄物の再生利用について、その内容が生活環境の保全上支障がない等の一定の基準に適合していることを環境大臣が認定し、認定を受けた者については業及び施設設置の許可を不要とする制度(再生利用認定制度)を設けるとともに、平成15年に改正された廃棄物処理法に基づき、広域的に行うことによって、廃棄物の減量その他適正な処理の確保に資するとして環境大臣の認定を受けた者について、業の許可を不要とする制度(広域認定制度)を設けたところ。	再生利用認定制度 平成20年度末までに、一般廃棄物では、63件の認定を、産業廃棄物では48件の認定。 広域認定制度 平成20年10月には広域認定制度の対象となる一般廃棄物に廃印刷機及び廃携帯電話用装置を追加。 平成20年度末までに、製造事業者等による自主回収及び再生利用を促進するため、一般廃棄物では73件、産業廃棄物では169件の認定。		
2	産業間連携により、サプライチェーンにおける更なる資源投入の抑制や広域的な素材利用を進め、多段階での再生利用を図るほか、特に、循環資源に含有される有用資源を適正かつ戦略的に利用できるよう、回収体制の充実、消費者との連携強化、再生利用技術・システムの高度化を図ります。	経済産業省		製品のサプライチェーン全体の資源投入量低減を図るため、モデル事業を選定し、マテリアルフローコスト会計や環境配慮設計を通じた省資源型ものづくりの優良事例創出を図る。(以下、SC省資源化連携促進事業という) また、3R配慮型製品の市場を拡大するため、製造事業者による3Rに関する製品設計・製造の取組状況を、消費者に対して正確に、分かりやすく伝えるための評価手法・仕組みの検討を行っているところ。(以下、製品3R環境配慮情報提供事業という)	SC省資源化連携促進事業については、サプライチェーンを構成する企業チームの連携による副産物リデュースや環境配慮設計の導入に対し、専門家チームによる診断、改善、指導等を実施。 (診断件数) ・平成20年度:20企業チーム ・平成21年度:30企業チーム 平成20年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、製品の3R配慮情報の評価指標を作成し、それらを消費者にわかりやすく情報提供する手法を検討。	平成20年度におけるSC省資源化連携促進事業については、それぞれ、改善提案を行い、20企業チームに関する事例集を作成した。 製品3R環境配慮情報提供事業については、3R環境配慮情報を消費者に提供するための指標や、製品の情報検索が可能なシステムの検討開発等を行った。	平成22年度におけるSC省資源化連携促進事業については、引き続きサプライチェーン企業チームへの診断等を実施するとともに、優良事例をモデル化し、広く開示することで、他企業チームへの展開を図る。 平成21年度における製品3R環境配慮情報提供事業については、引き続き情報提供手法を検討するとともに、3R配慮製品を推進するためのインセンティブ措置について検討。 平成22年度は、引き続き情報提供手法やインセンティブ措置の構築について検討するとともに、国際規格化を視野に入れた評価指標の検討等を行う。
2	これら循環資源に共通して、循環型社会の形成に向けて地域で取り組んでいる各主体に対して、モデル的な取組に対する支援などを行うほか、廃棄物処理施設整備に対する財政的支援についても、地域循環圏の形成に係る事業に重点化するなどの	総務省		環境への負荷の少ない、自然と調和した循環型社会の形成に向けて、地方公共団体において実施される廃棄物の発生抑制の促進等の取組を支援するため、ソフト事業及びハード事業に対して、所要の地方財政措置を講じている。			地方公共団体が実施する地球温暖化防止対策、自然と共生可能な地域づくりの取組を支援するため、引き続き地方財政措置を講じる。

支援を進めます。

環境省		<p>循環型社会形成推進交付金 廃棄物の3Rや適正処理を推進するため、 地方自治体等によるリサイクル関連施設、エネ ルギー回収推進関連施設等の廃棄物処理施 設の整備事業に対し、交付金による支援を行 っている。</p>	<p>本交付金制度により循環型社会形成の基盤とな る廃棄物処理・リサイクル施設の整備が推進さ れ、リサイクル率向上や発電能力向上等に繋が っている。</p> <p>(リサイクル率) H17:19.0% H18:19.6% H19:20.3%</p> <p>(発電能力) H17:1,512MW H18:1,590MW H19:1,603MW</p> <p>(最終処分場残余年数) H17:14.8% H18:15.6% H19:15.7%</p>	<p>リサイクル率、発電能力、最終 処分場残余年数ともに、第4回フ ォローアップ(H17の数値)から今 回フォローアップ(H19の数値)の 間に着実な向上がみられ、本施 策による取組が進展しているもの と評価している。</p>	<p>本交付金制度により循環型社 会形成の基盤となる廃棄物処 理・リサイクル施設の整備が推 進され、リサイクル率等の向上 に繋がっているが、他方、現下 の厳しい財政状況等により、施 設更新等が進まず、施設の老 朽化が進んでいる。 今後は、新たな施設整備に 加え、既存の廃棄物処理施設 の基幹的設備改良を推進し、 合理的かつ効果的な施設整 備を進める必要がある。</p>
環境省		<p>循環型社会地域支援事業(再掲) NPO/NGO や事業者が地方公共団体と連 携して行う循環型社会の形成に向けた取組 で、他の地域のモデルとなるような事業を公 募して社会実験として実証事業を行うこと により、循環型社会の形成に向けた地域から の取組の展開を促進する。</p>	<p>平成 21 年度は 54 件応募があり、以下の7件の 事業を採択して実証事業を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄自転車のリユース、リサイクルとレンタル自 転車での観光振興 ・リモネンを溶解剤とする漂着発泡スチロールの 回収 ・プロスポーツによるエコシティ仙台創造プロジェ クト ・「首都圏における生ごみ全量堆肥化による地 域内・循環型社会の形成：市民、行政、企画の 連携 ・竹鶏物語～3R プロジェクト～ ・大学、職人、商店街と地域が育む古着再利用 事業「かさでらR」プロジェクト ・沖縄の特性を生かした生ごみループ形成事業 - 食品循環養豚と堆肥化によるトータルな生ご み循環システムの構築 	<p>引き続き事業を実施し、循環 型社会の形成に向けた地域から の取組を推進していく。</p>	<p>引き続き平成 22 年度も事業 を公募して実施する予定。 なお、採択事業につい ては、概要をとりまとめて環境・循 環型社会・生物多様性白書や web マガジン Re-Style におい て紹介している。</p>

2	また、特に広域的な地域循環圏について、エコタウンの活用等リサイクル産業の集積や企業間連携による支援を行うほか、リサイクルボートの推進による海上輸送の円滑化等、環境負荷の低い静脈物流システムの構築を図ります。	経済産業省 環境省		エコタウン事業の取り組み それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本(モデル)となりうると認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間団体が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業(ハード事業)及び普及啓発や情報提供事業(ソフト事業)に対し財政支援を実施。(ソフト事業は平成16年度限りで廃止、ハード事業は平成17年度限りで廃止)	本事業の実施により、これまで26地域のエコタウンプラン(環境と調和したまちづくり計画)を承認。 併せてプラン中の62中核リサイクル施設整備事業(環境省補助分を含む)及びソフト事業に対し財政支援を実施(平成22年1月現在)。	自治体、事業者、市民などの全国のエコタウン関係者が集う全国エコタウン大会を川崎市にて開催し、エコタウン事業の新たな展開に向けて情報交換等を実施。	全国エコタウン大会やエコタウン行政連絡会議を開催し、情報交換の場をつくるとともに、「エコタウンプラン」の承認等を通じて循環型社会形成を目指す。
		国土交通省		静脈物流システムの構築(1)(再掲) 海上輸送による効率的な静脈物流ネットワークを構築し、循環資源の全国規模での広域的な流動を促進するとともに、臨海部においてリサイクル産業の拠点化を進め、総合静脈物流拠点港(リサイクルポート)の形成を促進する。 <リサイクルポートにおける企業立地数> 目標値:平成19年度188社 230社(平成24年度)	平成18年までに、21港をリサイクルポートに指定し、重点的に静脈物流基盤の整備を行っている。 静脈物流ネットワークの構築に向けリサイクルポート推進協議会との連携を促進している。 港湾における循環資源の取扱いに関するガイドラインを作成した。 第三セクター等が整備する建屋・ストックヤード等の保管機能施設の整備に対し、国庫補助により支援する。	第1次計画(第4回フォローアップ時)以降、業績指標を「循環資源国内輸送コスト低減率」から「リサイクルポートにおける企業立地数」に変更した。 平成20年度の企業立地数は208社であり、平成19年度より20社増加している。平成24年度目標に向けて順調に進展している。	官民の連携促進、静脈物流基盤の整備等を推進するほか、港湾における静脈物流拠点形成支援制度の拡充を検討していく。 また、循環資源に係る港湾管理運用ルールの共通化や海上輸送の特性を活かしたコンソーシアム方式によるリサイクルチェーンの構築のための制度改善に取り組む。
2	また、これらの大前提として、廃棄物の適正処理など、循環資源の適正な利用・処分の確保、生活環境の保全を図ります(5循環資源の適正な利用・処分に向けた仕組みの充実参照)。さらに、地域によって循環資源の量、施設規模、再生品等の需要が均衡しないことも考えられるため、適切な情報に基づく地域間連携を図ります。	環境省		各地域で発生する循環資源及び既存の再資源化・適正処理施設は地域によって様々であるため、地域の特性を活かした形での循環資源の利用を進め、併せて地域の活性化を図っていく。各地域において、構想段階から関係主体が連携・協働し、適切な情報に基づく地域間連携を図る。	循環資源の回収から再使用・再生利用、適正処理の各段階における課題の抽出を実施。	循環資源ごとに地域の特性を踏まえて最適な循環の範囲の検討を推進。	事業の効果的・効率的な実施及び実施結果の定量的な評価を行い、効果的な手法を取りまとめ情報発信する。
3 一人一人のライフスタイルの変革 <評価と課題> ライフスタイルを具体的に変革するために、学校教育において環境教育を充実していくとともに地域ぐるみでの環境教育が重要です。特に、レジ袋の削減に関心が高まっている時期を捉え、市民への普及啓発や情報発信をさらに積極的に進めるとともに、ポイント制や有料化等手法ごとの効果を把握することが重要です。 <今後の展開の方向> リサイクルのみならずリデュース、リユースの取組が国民一人一人に広がっていくよう、ニーズに応じた情報提供、普及啓発を進めるとともに、飲料容器等のリユースを推進するための事業者も参加した社会的な条件整備を行うこと。							

3	<p>循環型社会の構築には、国民一人一人に循環に配慮した持続可能なライフスタイルへの変革が重要です。(第4章第1節参照)このため、子供から高齢者までのすべての年齢層を対象に、学校、地域、家庭、職場、野外活動の場など多様な場において互いに連携を図りながら、環境教育・環境学習等を総合的に推進し、ライフスタイルの変革につなげます。</p> <p>その際、地方公共団体とも連携し、単に一方的な情報発信に止まらず関係主体が相互に学び合えるような取組を行います。</p>	環境省	<p>環境にやさしい買い物キャンペーン</p> <p>広く国民に対して「マイバッグの持参」、「簡易包装への協力」、「環境に配慮した商品の購入」など環境に配慮した消費行動の実践を促すため、3R推進月間中、流通事業者等の協力を得ながら都道府県等と共同で「環境にやさしい買い物キャンペーン」を平成15年度から平成20年度までは、内閣府、平成21年度以降は環境省が中心となり全国的に展開。</p>	<p>環境省</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 掲示用ポスターデザイン及び統一デザインを作成し、都道府県及び流通事業者へ配布・呼びかけ <p>都道府県</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年度は45都道府県が参加[20年度:47都道府県] ・ 実施内容:「ポスターの作成・掲示」、「各種広報媒体によるPR」、「各種イベントの開催」等 <p>流通事業者・小売事業者</p> <p>実施内容:「ポスター、チラシ、店内放送等による呼びかけ」、「環境配慮型商品コーナーの設置」、「買い物袋持参者へのスタンプの押印」等</p>	<p>参加流通事業者における協力店舗数は前年を上回っており、本キャンペーンの取組が着実に浸透・拡大してきている。</p>	<p>平成22年度以降も、本キャンペーンを引き続き実施。</p> <p>実施に際しては、毎年、実施体制・内容の必要な見直し・充実を図っていく。</p>
		文部科学省	<p>「環境教育推進グリーンプラン」による環境教育の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境教育実践普及事業」 <p>環境教育に関する優れた実践を促し、その成果の全国への普及を図る。</p>	<p>平成21年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境のための地球学習観測プログラム(GLOBE)事業(20校)の推進 ・ 「環境教育に関する実践発表大会(全国環境学習フェア等)」の開催 ・ 「環境教育普及用リーフレット」の作成。 	<p>「環境教育推進グリーンプラン」による環境教育推進のための取組は、積極的・効果的に実施されている。</p>	<p>指導内容の改善・充実や教員の指導力の向上に努め、環境教育に関する優れた実践事例の促進や普及に取り組んできたが、今後は、環境教育の充実を図るため実践事例の促進・普及をより一層進める。</p>
		文部科学省	<ul style="list-style-type: none"> ・ 「環境教育・環境学習指導者養成基礎講座」 <p>環境省との連携・協力により環境教育に携わる指導者の養成のための講習会を開催する。</p>	<p>平成21年度の状況</p> <p>「環境教育リーダー研修基礎講座」を全国1地域で実施している。</p>	<p>「環境教育推進グリーンプラン」による環境教育推進のための取組は、積極的・効果的に実施されている。</p>	<p>指導内容の改善・充実や教員の指導力の向上に努め、環境教育に関する優れた実践事例の促進や普及に取り組んできたが、今後は、環境教育の充実を図るため実践事例の促進・普及をより一層進める。</p>

文部科学省		<p>環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備 エコスクールの整備を促進し、環境教育・環境学習等の推進を図る。</p> <p>・公立学校を対象に、エコスクールパイロット・モデル事業を認定し、施設整備費の国庫補助を行う。(新)「エコキャンパス推進事業」として、私立学校が温室効果ガス排出抑制等のために実施する、太陽光発電装置の設置や新エネルギーの活用、断熱材や空調施設等の改修、校舎内外の緑化など環境に配慮した校舎施設の改造工事に要する経費の一部を補助する。</p>	<p>平成 21 年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコスクールパイロット・モデル事業として新たに 157 校を認定し、エコスクールの整備を推進。 エコスクールパイロット・モデル事業の認定実績 <ul style="list-style-type: none"> 平成 18 年度 70 校 平成 19 年度 79 校 平成 20 年度 104 校 平成 21 年度 157 校 全 951 校 (平成 9 年～平成 21 年 8 月現在) ・「エコキャンパス推進事業」の採択先について、現在選定中。 	<p>新たに公立学校 340 校、私立学校 10 校の環境を考慮した施設整備が行われ、授業や課外活動などにおける環境教育や学校施設のエコ化に役立てられている。</p>	<p>平成 22 年度以降においても、環境を考慮した学校施設(エコスクール)の整備推進を図る。</p>
農林水産省		<p>グリーン・ツーリズムを総合的に推進する一環として、農山漁村情報の受発信、交流の拠点施設の整備等を支援。</p>	<p>平成 17 年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・グリーン・ツーリズムポータルサイトの内容を充実 ・人材育成として全国で 878 人のグリーン・ツーリズムインストラクター等を育成 ・交流の拠点施設の整備として全国 19 カ所で交流施設等の整備を実施。 <p>平成 18 年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人材育成として全国で 705 人のグリーン・ツーリズムインストラクター等を育成。 ・交流の拠点施設の整備として全国 20 カ所交流施設等の整備を実施。 <p>平成 20 年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流拠点施設の整備として全国 6 カ所で整備を実施。 <p>平成 21 年度の状況</p> <ul style="list-style-type: none"> 交流拠点施設の整備として全国 5 カ所で整備計画中。 	<p>平成 15 年度より延べ 2,707 人のインストラクター等を育成し、グリーン・ツーリズムを担う人材が順調に増加している。</p> <p>交流の拠点施設は平成 15 年度より延べ 97 カ所で整備され、交流の拠点となる施設は順調に増加している。</p>	<p>都市住民のニーズを的確に把握し農山漁村情報の提供を行っていくことが重要である。</p> <p>農山漁村地域の活性化、都市と農山漁村の共生・対流の実現に向け、引き続きグリーン・ツーリズムの総合的な施策を実施する必要がある。</p>

農 林 水 産 省		地球温暖化防止等森林の持つ公益的機能や、社会全体で森林整備と森林資源の循環利用を推進することへの国民的理解を醸成していく観点から、教育分野と連携した学校の内外における森林環境教育を推進。	平成 20 年度の状況 ・文部科学省と連携して子どもたちが森林内で様々な体験ができる機会を提供する「森の子くらぶ活動推進プロジェクト」を推進。 ・国有林で学校等が体験学習等を実施するためのフィールドを提供する「遊々の森」の設定等を推進 平成 19 年度末現在 139 箇所 5,572ha 平成 20 年度末現在 152 箇所 6,361ha	平成 20 年度に新たに 13 箇所の「遊々の森」が設定され、森林教室や体験林業など森林環境教育が実施された。	広範な連携・協力による里山林等を活用した森林環境教育の推進 森林体験活動の場等条件整備の推進 「遊々の森」については、引き続き積極的な設定等を推進し、国有林野を活用した、森林環境教育の推進に対する期待の高まりへの確に対応。
環 境 省		地方環境事務所において環境教育等への取組を実施。 ・全国7箇所の地方環境事務所において、小中学生を主な対象とした環境教育・環境学習の取組を実施。 ・6月の環境月間に併せて、他省庁、地方公共団体、NPOと連携したイベントの開催や「環境白書を読む会」を開催する等、広く一般国民に向けた環境保全に対する普及啓発活動に取り組んでいる。	環境学習及び環境保全に対する普及啓発の主な取組 18 年度: 239 件(この内、循環型社会形成に関する内容は 138 件) 17 年度: 158 件(この内、循環型社会形成に関する内容は 50 件) 16 年度: 163 件(この内、循環型社会形成に関する内容は 43 件)	地方環境事務所の 18 年度の取組件数は、増加しており、国民の環境問題についての関心は、着実に高まっている。	環境教育環境学習については、その重要性や、小中学校の学習の場での環境問題への関心の高さに鑑み、地方環境事務所において、今後も取組を継続していく必要がある。 現状においては机上での学習が主となっているため、今後は実体験を元にした学習方法を構築していく必要がある。 地域住民自らが環境保全へ参加実践する拠点として、環境パートナーシップオフィスの整備充実を図っている。
環 境 省		グリーン購入の促進 ・パンフレットの作成配布やセミナーの開催等を通じて積極的に普及啓発を行う ・各地域でのグリーン購入地域ネットワークの構築を促進するため、マニュアルの作成配布や研修会の開催等を通じて、地域ネットワークづくりのためのノウハウを普及する。 ・行政機関や企業がそれぞれのホームページなどで公開しているグリーン購入の取組に関する情報を提供するグリーン購入取組事例データベースの運用を開始した。	平成 20 年度は全国2カ所でグリーン購入セミナーを開催 平成 16 年6月から運用を開始したグリーン購入取組事例データベースを更新し、情報提供の推進を図った。 平成 20 年度のアンケート調査結果 ・組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体は 76.0% (平成 17 年度は 44.2%)、都道府県及び政令指定都市では 100% (平成 17 年度は 100%) (なお、平成 18 年度からは取組の実態をより正確に把握するため、アンケートの設問を紙類や文具等の品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。) ・物品等の購入に際して環境への負荷に配慮している企業は、上場企業の 77.5%、非上場企業の 70.3% 地域ネットワークは、12 団体になった。	上場企業、非上場企業、地方公共団体のうち、グリーン購入に取り組んでいる割合は、上場企業・非上場企業においては大きな増減はないが、地方公共団体においては、アンケート方法変更の影響があるものの、平成 27 年度数値目標の達成に向けて進捗したと言える。	今後も引き続き情報提供に努めるとともに、セミナー等の充実を図る。 また、組織でのグリーン購入の取組を更に促進するため、これまでのセミナーに加え企業や団体等を対象に実務研修会等を行っていく必要がある。 (グリーン購入推進のためのセミナーを平成 20 年度に2回開催し、地域ネットワークが 12 団体となった。平成 20 年度のアンケート調査結果では、組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体は 76.0%。 グリーン購入を実施している企業は、上場企業が 77.5%、非上場企業が 70.3%。)

		環境省		地域における環境パートナーシップの形成循環型社会の形成に向けた地域づくりという観点から、地域における NPO・NGO などの様々な主体による協働の取組が重要なことから、その基盤づくりに努めるとともに、先駆的な取組を支援していく。	環境調査研修所においては、国及び地方公共団体における職員等の環境教育・環境学習に関する資質の向上のためにこれまでも環境教育研修、環境パートナーシップ研修等を実施してきており、今後も検討を続け内容の充実を目指す。 地域における環境パートナーシップ形成については、その拠点として、地方環境パートナーシップオフィスを全国に設置しているところ(16年度は、中部・近畿・中国、17年度は北海道・東北、18年度は四国 19年度は九州にそれぞれ設置。)	地方環境パートナーシップオフィスを全国に整備していく過程で、地域でのパートナーシップ促進の動きが生まれている。 16年度より開始した環境パートナーシップ研修については、研修生による評価は高い。	今後も環境教育及びパートナーシップに関する研修コースの充実に取り組んでいく予定。 全国に設置した地方環境パートナーシップオフィスを活用し、環境パートナーシップの全国的なネットワークの形成を促進する。
3	また、容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物排出抑制推進員(3R推進マスター)をはじめ、各界のオピニオン・リーダーとも連携し、実際にどのような行動を一人一人が取ればよいのかを示した国民運動を展開します。	環境省		容器包装廃棄物排出抑制推進員制度や産業廃棄物対策研修など、人材の育成・活用のための取組の推進、教員等をはじめとする環境教育・環境学習の指導者対象とした講習会を実施する。	平成21年5月に22名の容器包装廃棄物排出抑制推進員(通称:3R推進マスター)を新たに委嘱し、合計91名の3R推進マスターが普及啓発活動を行っている。3R推進マスターに対して、平成21年1月に行われた容器包装3R推進全国大会に併せて研修会を開催し、最新知識の習得、情報の共有等を行った。また、平成21年10月には関東地方在住の3R推進マスターを対象に千葉市で同様の研修会を開催した。	22名の3R推進マスターを新たに委嘱したことで、全国のほとんどの都道府県に3R推進マスターの配置がされるようになり、地域の3R普及啓発活動に貢献している。	全国の都道府県に少なくとも1名以上の3R推進マスターを配置することを目指す。また、各地で研修会を開催するなどして、研修会に参加する機会を増やし、3R推進マスターとしての資質の向上を図る。
3	また、国民、NGO/NPO等、事業者等によるコミュニティに根ざした循環型社会づくりを促進するため、各主体の取組を支えるシステムの形成を推進します。 例えば、リターナブルびんなどのリユース容器の活用等、各主体が連携した発生抑制対策等の先進的な取組を支援し、表彰などを通じて全国に発信して	厚生労働省		事業者が行う3R活動の推進3R推進協議会が主催する「リデュース・リユース・リサイクル推進功労者等表彰」を後援。同会の審査委員会委員に参画している。また、厚生労働省所管事業(医薬品等に限る)について、優れていると審査委員会に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。	平成4年度以降、製薬企業の事業所等に対し、 ・内閣総理大臣賞 1件 ・厚生労働大臣賞 17件 ・3R推進協議会会長賞 16件 が交付された。	製薬業界においても着実に、3Rの取組が定着していると思われる。	平成21年度以降も引き続き当該表彰制度を通じて製薬業界における3R活動の意識啓発に努めたい。

いきます。

経済産業省		<p>3R(リデュース・リユース・リサイクル)普及啓発活動を実施。</p> <p>各主体に対して3R関連法や制度の周知を図るとともに、各主体の3R活動の実践を促す。</p> <p>各種普及啓発資料の作成・配付、ホームページの運営。</p> <p>3R製品のイメージアップのための広報戦略を展開。</p> <p>毎年10月のリデュース・リユース・リサイクル推進月間(3R推進月間)における普及啓発活動等を実施。</p>	<p>容器包装リサイクル法に基づく容器包装廃棄物の排出抑制促進措置(平成19年4月施行)及び再商品化義務の適切な履行(ただ乗り事業者対策)の周知徹底を図るため、新聞に広告を掲載。</p> <p>「資源循環ハンドブック2007」、「なつく、知つく3R」。</p> <p>「容器包装リサイクル法排出抑制促進小売業者対応マニュアル」、「容器包装リサイクル法」などのパンフレットを作成・配付。また、容器包装リサイクル教材などの体験教材を作成、各種展示会等へ出展・貸出。さらに、3R教育に関する取組事例集を作成し、全国の都道府県教育委員会等に配布。経済産業省サイト内の「3R政策」ホームページにおいて、審議会等の情報を随時追加。</p> <p>エコプロダクツ2008において、携帯電話回収PRを中心に、3Rの普及啓発を実施。</p> <p>3R推進月間関連として、「3R推進功労者等表彰」、「資源循環技術・システム表彰」等の各種行事の開催を引き続き後援。</p> <ul style="list-style-type: none">・「3R推進功労者等表彰」 3R関係8府省と連携し、3Rの推進に貢献している個人、グループ、学校、特に貢献の認められる事業所等を表彰。 平成20年度：内閣総理大臣賞1件 各府省大臣賞 17件 3R推進協議会会長賞 89件 平成21年度：内閣総理大臣賞1件 各府省大臣賞16件 3R推進協議会会長賞 75件・「資源循環技術・システム表彰」の実施 3Rの促進に寄与する優れた事業を表彰し、それらの事業・取組の奨励・普及、新規ビジネスの創出を目的としたもの。 平成20年度：経済産業省産業技術環境局長賞 3件 クリーン・ジャパン・センター会長賞 6件 クリーン・ジャパン・センター奨励賞 3件 平成21年度：経済産業大臣賞 1件 経済産業省産業技術環境局長賞 4件 クリーン・ジャパン・センター会長賞 11件 クリーン・ジャパン・センター奨励賞 3件 <p>政府広報を活用し、TV、ラジオ、新聞、雑誌等、幅広いメディアで普及啓発活動を実施。</p>	<p>容器包装リサイクル法の改正に伴い、その普及啓発を重点的に実施(新聞広告、パンフレット等)。</p> <p>各種パンフレットの作成配布により、普及啓発を実施。3Rへの理解を深め、日常生活での3R実践に資する体験教材の拡充・貸出を継続。</p> <p>「3R推進功労者等表彰」については、引き続き関係府省と連携し実施「資源循環技術・システム表彰」についても、引き続き実施。</p> <p>3R推進月間については、引き続き政府の重点広報項目として、普及啓発活動を展開。</p>	<p>作成した普及啓発資料及びホームページによる効果的な普及啓発、3R推進月間を活用した関連行事の実施を継続。</p> <p>3Rに関心の薄い層への展開を図るため、各取組の連携を図る。</p>
-------	--	--	---	--	--

		環境省	循環型社会形成推進功労者表彰 廃棄物の発生量の抑制(リデュース)、再使用(リユース)、再生利用(リサイクル)の適切な推進に顕著な功績があった個人、企業、団体を表彰し、その功績をたたえて、循環型社会の形成の推進に資することを目的として、平成18年度から実施している。	平成21年10月に千葉市において行われた「第4回3R推進全国大会」の式典の中で、個人の部5名、企業の部21法人、団体の部12団体に対して大臣表彰を行った。	循環型社会に関する普及啓発の着実な展開を図った。	循環型社会の形成推進のため、今後も引き続き実施していく。
3	また、今後急増が見込まれる高齢者の持つ知識や技術の活用・継承等も図りつつ、地域住民の積極的な参画による生活用品などの市民リサイクルの取組やフリーマーケットの開催、リサイクル・リペアショップの利用等を先進事例の紹介などにより促進します。	内閣府	(廃) 先駆的省資源・省エネルギー実践活動等推進事業 省資源・省エネルギーや地球温暖化防止、循環型社会の形成等を促進する観点から、民間団体による先駆的かつ効果的な実践活動や普及啓発活動を公募し、モデル的に実施するとともに、その成果を広く全国に普及、定着させる。			平成19年度限りの事業業務見直しにより実施しないこととした。
		環境省	リデュース・リユース促進に向けた取組を一層推進していく観点から、リユースカップの普及や取組支援を行う。	国民一人一人のライフスタイルの変革を進めるために、3Rの取組についての基礎的な情報を整理し提供するために、野球場におけるリユースカップの実証実験や課題整理を実施した。	コスト面、運用面について良い事例を形成するとともに、施設やイベント主催側の意識と観客側の意識の双方を改革するために必要なデータ・情報を収集した。	リユースカップの普及や取組支援については、今後、NGO/NPOや地域コミュニティにおける取組と相まって(場合によっては双方を連携させつつ)進めていくとともに、衛生面のガイドライン作成に向けた検討を行っていく。
		環境省	3R推進全国大会 大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会の在り方や国民のライフスタイルを見直し、環境への負荷を抑えた循環型社会推進のため、国民、事業者、行政が一堂に会し、それぞれの知識や実践活動の情報を交換するとともに、参加者一人ひとりが自らライフスタイルを見直す機会を提供することを通じ、ごみの減量化やリサイクルなど3Rの推進に関する理解を深める。	「第4回3R推進全国大会」 ・平成21年10月16日～18日 千葉市において市民、企業、事業者、自治体職員が参加し多くのイベントが開催され、3Rの普及を促進。 「3R推進地方大会」 ・地方環境事務所毎に、全国7ブロックにおいて開催 ・地方環境事務所を活用した各地域の3R推進に向けた各種取組の紹介、イベントの実施、マイバッグキャンペーン等。	3R推進に関する全国大会に加え、地方大会を開催するなどにより、循環型社会に関する啓発普及の着実な展開を図った。	廃棄物の発生抑制、再利用、再生利用など廃棄物減量化に向けた各種取組の紹介やイベント、基調講演等を実施することにより、国民一人ひとりの更なる意識改革の向上を図り、地域と密着した循環型社会の推進を図る。

3	<p>なお、これらの先進的な取組の情報を広く提供するには、NGO/NPO等の民間団体等と連携しながら、各種キャンペーンの効率的な実施やインターネット、マスメディア等の様々な媒体の特性に応じた活用を推進します。</p>	環境省		<p>各主体間のネットワークの構築 各主体間のネットワークを構築し、循環型社会の形成を着実に推進するための情報の集積・交換・提供等を行う。</p>	<p>地球環境パートナーシッププラザにおいて、パートナーシップの促進、NGO支援、環境情報の提供・普及を実施。ホームページや、メールマガジン、情報誌等を効果的に活用している。</p> <p>地方環境パートナーシップオフィスの設置や、NPO等との協働での事業を実施。NGO等から環境に関する優れた政策提言を募集し、優秀な提言の選定、発表会の開催を実施。特に優れた提言については、環境省の施策への反映とともに、行政とNGOのパートナーシップによる施策形成の可能性について検討するために、追加調査を実施。</p>	<p>地方環境パートナーシップオフィスを全国に整備して過程で地域でのパートナーシップ促進の動きが生まれている。</p> <p>優秀な政策提言について施策への反映に向けた追加調査を行い、モデル事業として全国に展開するに至るなど、提言を真摯に受け止めその効果的な実現を図る動きが政策の側に出てきており、各主体間のネットワークの形成に寄与している。</p>	<p>各主体が協働で事業を実施し、政策立案に多様な主体が関わるためのルールと適正な仕組みの検討をより一層進めていく必要がある。</p>
		環境省		<p>Re-style について</p> <p>ごみを減らし、資源をできるだけ有効に活用するためにはどうしたら良いのか、日常生活においてできることや環境にやさしいライフスタイルについて、インターネットを多用する世代である若者層を主たるターゲットとして分かりやすく情報提供するため、Webサイト「Re-Style」(http://www.re-style.jp/)を、平成14年6月から開設している。</p>	<p>コンテンツとして、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特定のテーマに関する特集 2) 著名人や芸術家等の日常生活における環境にやさしい取組やライフスタイルなどのインタビュー形式での紹介 3) 環境保全をテーマとするイベント等における取組や時事問題、2)で取り上げられない緊急インタビュー等のレポート <p>等について、それぞれ1ヶ月に1,2回程度の更新を行うとともに、その他身近な情報や取組を検索するためのデータベース等を掲載して、3Rに配慮したライフスタイルに関する情報を提供した。</p>	<p>外出中や空いた時間など、より手軽にアクセスできるようにするため、平成20年度からモバイルサイトを開設した。</p>	<p>環境への意識が低い傾向にある若年層に対する普及啓発のため、日常生活における身近な行動に結びつく情報を中心に、引き続きサイトの運営を行う。</p>
<p>4 循環型社会ビジネスの振興 <評価と課題> 循環型社会ビジネスの振興に関しては、レンタル・リース業、リペアビジネス等リデュース・リユースに関するビジネス支援を進めるとともに、循環型社会ビジネスの市場がより拡大するよう、信頼性の確保を図りつつ、環境ラベルやグリーン製品・サービスに関する情報を、一般市民にも分かるよう適切に提供することが重要です。さらに、国自らが率先して、グリーン購入・契約を通じて適正な再生品等のグリーン製品・サービスや再生可能エネルギー等を積極的に利用することが必要です。また、3Rに配慮した製品の製造等を含め、事業活動における環境配慮を確実に実施していくため、環境管理システムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表等の自主的取組を促進していくことが重要です。</p>							
4	<p>国自らが率先して、グリーン購入・契約を通じて適正な再生品等のグリーン製品・サービスや再生可能エネルギー等を積極的に利用するとともに、物の供給に代えて環境負荷の低減に資するサービサイジング等の活用やリユースの取組に対する支援を行います。</p>	経済産業省		<p>グリーン・サービサイジングモデル事業 グリーン・サービサイジング事業」とは、従来型の「製品の販売を前提としたビジネス」と比較して、より環境負荷低減効果の高い「サービス提供型のビジネス」に資する事業である。本モデル事業では、「環境負荷低減」及び「競争力を有する新たなビジネスモデルの創出」の両面で効果がある先導的なサービサイジングの取組を発掘し、その事業を支援することを通じて、21世紀型の持続可能な社会構築に向けた事業活動の進展を図る事業を実施した。</p>	<p>4年目となる平成20年度は、全国から6件の応募があり、うち3件を採択。(平成17年度は3件、平成18年度は5件、平成19年度は5件採択。)</p> <p>本事業の各採択団体の活動について、経済産業省ホームページ等により広く周知。エコプロダクツ展、成果発表会において、モデル事業の活動成果を報告するなど、普及・啓発を行った。また、グリーン・サービサイジング・ビジネスの事例集を作成し、配布及びホームページにて公開した。</p>	<p>グリーン・サービサイジングモデル事業 採択団体の広報、経済産業省ホームページ、イベントでのセミナー開催、成果発表会、事例集、新聞や雑誌等により、「グリーン・サービサイジング」という語句の意味やその活動内容が周知され、環境ビジネスとして、ある程度の広がりがみられた。</p>	<p>グリーン・サービサイジング事業については平成20年度で終了。</p>

国土交通省		<p>環境にやさしい資材や建設機械の特定とその使用の推進 グリーン購入法に則り、国土交通省が実施する公共事業において、環境への負荷の低減に資する資材及び建設機械の使用を推進するもの。</p>	<p>グリーン購入法の施行に伴い、環境への負荷の低減に資する資材の調達を推進 環境負荷低減効果を有する建設機械の使用の推進(平成14年4月から) 伐採材又は建設発生土を活用した法面緑化工法等の環境負荷低減効果を有する工法の使用の推進(平成15年4月から) 再生材料を用いた舗装用ブロック(焼成)や製材や集成材等の調達を推進(平成16年4月から) 電気炉酸化スラグ骨材や再生材料を用いた舗装用ブロック類(プレキャスト無筋コンクリート製品)等の調達を推進(平成17年4月から) 銅スラグを用いたケーソン中詰め材やビニル系床材等の調達を推進(平成18年4月から) フローリングの調達を推進(平成19年4月から) 「再生材料を利用した型枠」の調達を推進(平成20年4月から) 「鉄鋼スラグブロック、再生プラスチック製中央分離帯ブロック、送風機、ポンプ」の調達を推進(平成21年4月から) 「中温化アスファルト混合物、高日射反射率防水、高日射反射率塗料、泥土低減型ソイルセメント柱列壁工法」の調達を推進(平成22年4月から)</p>	<p>引き続き調達する資材、建設機械、工法及び目的物について、一般からの提案を参考として特定調達品目の追加、見直し等の検討を行う。また、特定調達品目の実績把握を行い、その結果を踏まえて、定量的な目標を設定し、環境物品等の調達を推進していく予定。</p>
-------	--	--	--	--

環境省		<p>グリーン購入の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国自らも事業者・消費者としてグリーン購入を行う。 ・環境ラベル等データベースや、特定調達物品に関する情報を提供する特定調達物品情報提供システムをインターネット上に公開している。 ・行政機関や企業がそれぞれのホームページなどで公開しているグリーン購入の取組に関する情報を提供するグリーン購入取組事例データベースの運用を開始した。 ・アンケート調査結果として、すべての地方公共団体、上場企業(東京、大阪及び名古屋証券取引所1部及び2部上場企業)の約50%及び非上場企業(従業員500人以上の非上場企業及び事業所)の約30%が組織的にグリーン購入を実施するようになることを目標とする。 	<p>平成17年度の国等の各機関における特定調達物品の調達率については、大半の品目において95%以上の高い調達率を達成。</p> <p>環境ラベル等データベースにおいては、平成14年8月から本格的運用。制度の変更や新規制度の登録等情報内容について、年2回の更新。</p> <p>特定調達物品情報提供システムは平成13年4月より運用を開始し、年4回の更新。</p> <p>グリーン購入取組事例データベースは、平成16年6月から運用を開始した。</p> <p>情報提供の推進や地方におけるグリーン購入セミナー等を通して、グリーン購入の取組の普及を図っている。</p> <p>小規模自治体を主に対象として、グリーン購入に容易に取り組めるような簡易なマニュアルを作成したところだが、内容を更に精査し、地方公共団体への普及に努める。</p> <p>平成20年度のアンケート調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体は76.0% (平成17年度は44.2%) 都道府県及び政令指定都市では100% (平成17年度は100%) (なお、平成18年度からは取組の実態をより正確に把握するため、アンケートの設問を紙類や文具等の品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。) ・物品等の購入に際して環境への負荷に配慮している企業 上場企業の77.5%、非上場企業の70.3% (なお、設問の一部を変更しており、何らかの形で実施していると回答しているものについては、全て実施しているものとみなした。) 	<p>国等の各機関における特定調達物品の調達率については、前年に引き続き、ほとんどの品目において、95%以上の高い水準となっており、国等におけるグリーン購入は、更に定着したといえる。</p> <p>各種の情報提供データベースは、定期的に情報の追加・更新を行っており、第3回フォローアップ時と比較して、更に充実したといえる。</p>	<p>地方公共団体、特に市区町村におけるグリーン購入の取組の進展が遅れているため、地方公共団体に対するグリーン購入の取組推進方策の強化が必要である。</p> <p>(地方公共団体のグリーン購入の取組を推進するため、グリーン購入取組ガイドラインを平成19年6月に策定した。) 更に消費者に環境ラベル等データベース、特定調達物品情報提供システム及びグリーン購入取組事例データベースを利用してもらい、グリーン購入を促進していくため、更なる情報内容の充実を図る。</p> <p>(平成20年度のアンケート調査結果</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的にグリーン購入を実施している地方公共団体は76.0% (平成17年度は44.2%) 都道府県及び政令指定都市では100%) (なお、平成18年度からは取組の実態をより正確に把握するため、アンケートの設問を紙類や文具等の品目別に分けて実施率を問うものに変更しており、どれか一つ該当すれば実施しているものとみなした。) ・物品等の購入に際して環境への負荷に配慮している企業上場企業の77.5%、非上場企業の70.3% (なお、設問の一部を変更しており、何らかの形で実施していると回答しているものについては、全て実施しているものとみなした。)
-----	--	--	---	---	--

		経済産業省		<p>ライフサイクルアセスメントの普及 環境保全型の製品の普及を促進するため、幅広い製品群を対象として、その環境負荷をライフサイクルの観点から総合的に評価するLCA評価手法について、多くの企業が取り組みやすい手法を確立するための検討を進めてきたところである。</p>	<p>LCA実施のためのガイドライン及び原単位情報(素材等の環境負荷量算出のための換算係数)データベースを作成した。 アジア諸国のLCA人材を育成する観点から、タイ、マレーシアを対象として、データベースの開発に向けわが国の専門家を派遣するとともに、LCA全般の知識の習得を目的としたAOTS研修を実施した。</p> <p>グリーン購入法における特定調達品目について、LCA評価の観点から複合的な環境負荷低減効果の評価を実施した。</p>	<p>データを計測・提供する企業が十分ではなく、LCAの認知度の向上が必要である。</p>	<p>LCAを通じた環境負荷の見える化の普及拡大を推進し、データベースの整備を進める。</p>
4	また、信頼性確保を図りつつ、循環型社会ビジネス市場が拡大するよう、再生品等の品質等を向上させ資源性を高めることも念頭に、再生品等の品質・安全性・環境性等に関する適正な評価や表示、環境ラベリングやグリーン製品・サービス関連情報を、一般市民にも分かるよう適切に提供することを推進します。	経済産業省	<p>環境適合製品にかかる情報開示基盤を構築し、環境適合製品の普及を促進するため、「ISOタイプ 環境ラベル」「エコライフ環境ラベル」と「カーボンフットプリント制度」の構築の普及に取り組む。</p>	<p>平成14年度にプログラムがスタートし、平成22年1月末で495件のエコライフ環境ラベルが登録。 平成21年度にスタートした「カーボンフットプリント制度試行事業」において、平成22年1月末で75件のPCR原案策定計画が登録。</p>	<p>エコライフ環境ラベルの登録件数は、平成20年度末の465件、平成22年1月末の495件と着実な伸びを見せているほか、カーボンフットプリント制度に係る取組も広がってきている。</p>	<p>社会におけるエコライフ環境ラベルの浸透度合いとしては未だ低水準であるため、製成品分類の業種やエコライフ環境ラベルの利用者を増やすための普及活動を推進する。</p> <p>ISOにおける「カーボンフットプリント制度」の国際標準化に積極的に貢献するほか、カーボンフットプリントを貼付した製品の拡大を推進する。</p>	
4	さらに、3Rに配慮した製品の製造等を含め、事業活動における環境配慮を確実に実施していくため、環境管理システムの導入、環境報告書や環境会計の作成・公表等の自主的取組を促進します。	経済産業省	<p>毎年度環境・資源循環専門委員会において平成14年度に設定した「環境JISの策定アクションプログラム」の中で定められている環境JIS策定中期計画を改定。計画に基づき各分野で規格の策定及び調査研究を行っている。</p> <p>これまでに改正・制定した環境規格の活用状況について調査・検討を行い、これをベースにして活用の促進を図る。</p> <p>また、製造工程における原材料・資源等のロスを金額換算により可視化するマテリアルフローコスト会計について、国内での普及を図った。</p> <p>さらに、ウェブサイト「環境報告書プラザ」を運営し、各企業が発行している環境報告書等を収集・掲載、環境情報を抽出しデータベース化を図っている。</p>	<p>平成18年度は、3Rに資する環境JISとして、JIS C 9911 電気・電子機器の資源再利用指標などの算定及び表示の方法の制定等を行った。</p> <p>マテリアルフローコスト会計については、導入実証事業等により、平成22年1月現在200社を超える国内企業が導入している。</p> <p>平成20・21年度は引き続き「環境報告書プラザ」を運営、掲載データを更新すると共に、サイト改善の方策についてヒアリングやアンケートによる調査を行っている。</p>	<p>環境JISの制定・改正とともに、新たな環境JISの活用状況調査をグリーン購入法をテーマとして実施し、活用状況実態の把握及び活用促進のための課題の抽出を行った。</p> <p>マテリアルフローコスト会計については、平成19年度末よりISO/TC207において国際標準化作業を開始した。</p> <p>「環境報告書プラザ」掲載企業数は800社を超え、アクセス数は月平均12,000件となっている。</p>	<p>環境JISの活用状況調査を継続し、これまでに制定・改正した環境JISの活用促進のため抽出した課題への対応について具体的に検討し、環境JISの活用を促進するとともに、この成果を踏まえた環境JISのさらなる展開を図る。</p> <p>平成22年度末のマテリアルフローコスト会計の国際規格発行に向け、引き続き国内企業における優良導入事例の蓄積を図る。</p> <p>これまでの調査結果を踏まえ、「環境報告書プラザ」のより効果的・効率的な運用を図る。</p>	

<p>経済産業省</p>		<p>産業構造審議会 廃棄物処理・リサイクルガイドライン 事業者の自主的な取組を促進することを目的として、リサイクル目標の設定や環境に配慮した製品設計の推進など、事業者が取り組むべき内容について整理している。また、ガイドラインは、目標値の達成状況や実施すべき取組の進捗状況などについて、業界団体を交えた審議会の場で毎年フォローアップを行うことにより、ガイドラインの進捗状況管理と実効性向上に取り組んでいる。</p>	<p>平成18年度は、取組の進捗状況を確認するとともに、いくつかの品目・業種において目標値の改定を行った。</p> <p>ガイドライン該当業種を含む製造業について、委託調査による副産物の発生量、再資源化量及び最終処分量等に関する情報収集を例年行っている。</p>	<p>ガイドラインに基づく進捗状況について、例年行っている委託調査結果によると、最終処分量は、ほとんどの業種で前年度に対して削減されており、取組の進展を確認している。</p> <p>【最終処分量】(製造業全体)</p> <table border="1"> <tr> <td>H18</td> <td>H19</td> </tr> <tr> <td>605万t</td> <td>600万t</td> </tr> </table>	H18	H19	605万t	600万t	<p>今後も、ガイドラインの進捗状況や技術開発の動向などを踏まえ、リサイクル目標の改定、環境配慮設計の推進・有害物質対策の強化など、事業者が取り組むべき事項の見直しを継続的に行っていく。</p> <p>また、近年技術革新などから急速に需要が伸びている品目や、多品種少量生産などのためにこれまでガイドラインの統一的な取組の対象となりにくかった品目や業種の追加などを積極的に行っていく。</p> <p>ガイドラインに関するフォローアップを補完する目的で、平成21年度については、委託調査の中でガイドライン対象製品及び業種についてのリサイクル率等の最新情報を収集し、見直しのための検討を実施する予定。</p>
H18	H19								
605万t	600万t								

環境省		<p>事業者の自主的・積極的な環境への取組の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境経営の推進を支援するため、環境マネジメントシステム、環境報告書及び環境会計の普及と促進に取り組んでいる。 中小企業を含めた幅広い事業者向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21について、更なる取組の促進を図るため、内容及びガイドラインの改訂を行い、「エコアクション21ガイドライン2009年版」を策定した。 <p>「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」(環境配慮促進法。平成17年4月施行)が施行されて3年経過したことを踏まえ、その施行状況の評価・検討を行った。</p> <p>また、それを踏まえ、を特定事業者の環境報告書が一覧でき、かつ環境報告書一般に関する情報を収集できる情報提供サイトを作成した。</p> <p>環境格付融資やエコファンドなど、投融資における環境配慮(環境金融)の取組を支援するための助成事業等を実施している。</p> <p>【循環型社会形成推進基本計画における目標】 中小企業向けの環境マネジメントシステムであるエコアクション21の認証・登録企業数が6,000社となることを目標とします。</p> <p>また、環境経営を推進させるツールとして、環境報告書及び環境会計の普及状況をアンケート調査結果として把握し、その取組を推進します。</p>	<p>環境報告書を作成する企業や環境会計を導入する企業は、これまで一貫して増加してきたが、平成19年度においてはやや減少している。</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境報告書を作成している企業 <ul style="list-style-type: none"> 平成18年 平成19年 上場企業 <ul style="list-style-type: none"> 590社(51.8%) 562社(48.9%) 非上場企業 <ul style="list-style-type: none"> 459社(28.0%) 449社(26.9%) 全体 <ul style="list-style-type: none"> 1049社(37.8%) 1011社(35.9%) <p>環境会計を導入している企業</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成18年 平成19年 <p>上場企業</p> <ul style="list-style-type: none"> 453社(39.8%) 428社(37.2%) <p>非上場企業</p> <ul style="list-style-type: none"> 366社(22.4%) 333社(20.0%) <p>全体</p> <ul style="list-style-type: none"> 819社(29.5%) 761社(27.0%) <p>エコアクション21についてガイドラインの改訂を行い、改訂内容の説明会を開催した。財団法人地球環境戦略研究機関による認証・登録事業者数は着実に増加し、4,084社である。(平成21年10月末現在)</p>	<p>環境報告書公表企業及び環境会計実施企業が平成19年度にやや減少した原因については明らかでなく、今後の推移も含め引き続き分析を行う必要がある。</p> <p>エコアクション21について、認証・登録事業者数は順調に増加しており、前回に引き続き、進展の傾向にある。</p> <p>環境格付融資に取り組む金融機関が4社から、12社に増加するなど、取組は広がっており、より一層の取組の普及・一般化が必要。</p>	<p>環境対策に熱心に取り組む事業者が社会から高く評価されるように、環境配慮促進法及びその評価・検討結果に基づいて、引き続き環境報告書の質の向上と、一層の普及・利活用の促進に取り組む。具体的には、環境報告書の比較可能性の向上に向けた新たな仕組みを検討していく。また、環境報告書の信頼性の確保のための措置についても検討を進める。</p> <p>環境金融のより一層の促進をするための方策を検討して実施する。</p> <p>【今後の課題】 事業活動に環境配慮を組み込むための手法や取組内容の評価手法の開発・普及を引き続き進めていくことが必要である。</p> <p>環境対策に熱心に取り組む事業者が社会から高く評価されるように、「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律(環境配慮促進法)」に沿って、特定事業者の環境報告書の記載事項をより充実させるための検討や、民間事業者による環境報告書の発行を更に促進するために必要な施策の推進が必要である。</p> <p>金融のグリーン化を進め、環境金融の推進などを通じて、環境対策に取り組む企業が市場から評価されるような仕組み作りのため、情報開示内容等を検討することが必要である。</p> <p>非上場企業 366社(22.4%) 全体 819社(29.5%) (エコアクション21の登録事業者は2,042社となっている。(平成19年12月末現在))</p>
-----	--	--	--	--	--

										<p>【見直しの方向性】</p> <p>環境報告書の記載事項充実のための検討や、環境報告書の記載事項等に関する手引き等を通じた環境配慮促進法の確実な実施、民間事業者による環境報告書作成の一層の促進、環境報告書の利用促進、社会的責任投資の促進などを展開していく必要がある。</p> <p>循環型社会ビジネスの振興に向けて、環境と金融の観点から、環境技術などの我が国が世界に誇れる「環境力」と、1,500兆円を越える個人金融資産の「金融力」を融合させ、金融の機能を活用して、「お金」の流れを環境に配慮されたものに変えていくために必要な施策を推進する必要がある。</p> <p>(平成19年6月に、昨今の企業の社会的責任への関心の高まり等に対応した「環境報告ガイドライン2007年版」、新ガイドラインに対応した「環境報告書の記載事項等の手引き(第2版)」を11月に、「環境報告書の信頼性を高めるための自己評価の手引き」を12月にそれぞれ策定した)</p> <p>(環境報告書を作成している企業(H19年度調査))</p> <p>上場企業 590社(51.8%) 非上場企業 459社(28.0%) 全体 1,049社(34.7%)</p> <p>(環境会計を導入している企業(H19年度調査))</p> <p>上場企業 453社(39.8%) 非上場企業 366社(22.4%) 全体 819社(29.5%)</p> <p>(エコアクション21の登録事業者は2,042社となっている。(平成19年12月末現在))</p>
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	---

4	関係者が市場メカニズムに基づき、循環型社会の形成に自主的に取り組むことを促すための経済的手法の効果等について検討します。	環境省		国民が自主的に循環型社会づくりに取り組むことを促すため、経済的な手法、特にポイント付与制度について検討する。	平成 21 年度は有識者から成る検討会において、ポイント付与制度の課題等について整理した。		(P)ポイント付与制度の導入のためのガイドライン作成に向けた検討を行う。
4	特に、循環型社会ビジネスの役割の一つとして、廃棄物等を適正に処理していくことも重要であることから、循環型社会ビジネスの振興のため廃棄物の収集・運搬・処分等の各種手続の合理化や法規制の徹底を図るとともに、第三者機関などによる格付や支援措置により優良業者をさらに育成成育することにより「悪貨が良貨を駆逐しない」環境を整備するとともに、適正なりサイクルや処分に要する費用の透明化と徴収、優れたプラントや事業活動例を地域や学校での環境教育・環境学習の場として積極的に開放し、地域社会と一体となった廃棄物等の適正処理を推進します。	厚生労働省		環境負荷の低減に配慮した製品・サービスの開発普及の促進 ・平成 16 年度に「エコプロダクツ大賞」制度創設。 環境負荷の低減に配慮した製品・サービス（「エコプロダクツ」）であって、すぐれた配慮が組み込まれたものを表彰することにより、エコプロダクツの更なる開発・普及を図る事が目的である。 ・第 1 回から「エコプロダクツ大賞」を関係各省とともに後援し、その審査委員会委員に参画。厚労省所管に係るエコプロダクツについて、優れていると審査委員会に評価されたものについては、厚生労働大臣賞を交付することを許可している。	平成 16 年度以降、製薬企業等が開発したエコプロダクツに対し、 ・エコプロダクツ大賞推進協議会会長賞 3 件が交付された。	製薬業界等においても着実に、エコプロダクツの更なる開発・普及への取組が進展していると思われる。	平成 21 年度以降も引き続き主催者及び関係各省と連携し、当該表彰制度を通じて当省所管事業者におけるエコプロダクツの開発普及の意識啓発に努めたい。

		環境省 (産廃課 廃対課)	<p>手続きの合理化と規制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の収集・運搬・処分等の各種手続きの合理化を図る ・産業廃棄物処理業等の許可に係る特例の制定及び廃棄物の適正処理を確保するための各種規制強化を図る。 	<p>廃掃法の改正により以下の制度改革を実施</p> <p>広域的なりサイクル等の推進のための環境大臣の認定による特例制度導入(H15年6月改正)</p> <p>産業廃棄物の収集運搬車に係る表示及び書類備え付けの義務化を導入(H16年9月改正)</p> <p>産業廃棄物管理票(マニフェスト)の運用の厳格化と悪質な処理業者への罰則を強化した。(H17年5月改正)</p> <p>産業廃棄物処理業者の優良性の判断に係る評価基準に適合する廃棄物処理業者に対する許可申請書類の一部免除措置を講じるなど各種手続きの合理化措置を実施した。(H17年3月改正)</p> <p>石綿含有産業廃棄物等について処理基準の強化等の措置を講じた。(平成18年7月政令改正)</p>	<p>不法投棄等の不適正処理への対応として平成16年、17年及び18年の廃棄物処理法の改正を始めとして、各種規制の強化を図る一方で、各種手続きの合理化も着実に推進した。</p>	<p>平成15年度から18年度の制度改革事項が着実に実施されていくように諸策を講じていく。</p>
		厚生労働省	<p>生活衛生関係業者による環境配慮の取組の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活衛生関係営業の運営の適正化及び振興に関する法律に基づき、業種毎に5年間の「振興指針」を定めているが、5年毎の見直しの際に、随時環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付ける。 	<p>理容業、美容業、興業場営業、クリーニング業及び飲食店営業(すし店)の振興指針の全部改正(H21年2月)の際に、環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付けた。</p>	<p>新たに5業種の振興指針に環境配慮に対するその時の最新の取組を盛り込み、生活衛生関係業者による環境配慮の取組の推進を図った。</p>	<p>引き続き、振興指針の全部改正の際には、その時の最新の環境配慮に対する取組を踏まえ、環境配慮に関する事業内容をより積極的に位置付ける。</p>
4	また、エコタウン等での産業集積や企業間連携について支援を実施します。	経済産業省 環境省	<p>エコタウン事業の取り組み(再掲)</p> <p>それぞれの地域の特性を活かして、地方公共団体が「エコタウンプラン」を作成し、そのプランが他の地方公共団体の見本(モデル)となりうると認められた場合、経済産業省及び環境省はエコタウンプランとして共同承認するとともに、地方公共団体及び民間団体が行う循環型社会形成に資するリサイクル施設整備事業(ハード事業)及び普及啓発や情報提供事業(ソフト事業)に対し財政支援を実施。(ソフト事業は平成16年度限りで廃止、ハード事業は平成17年度限りで廃止)</p>	<p>本事業の実施により、これまで26地域のエコタウンプラン(環境と調和したまちづくり計画)を承認。(平成22年1月現在)</p> <p>併せてプラン中の62中核リサイクル施設整備事業(環境省補助分を含む)及びソフト事業に対し財政支援を実施した。</p>	<p>自治体、事業者、市民などの全国のエコタウン関係者が集う全国エコタウン大会を川崎市にて開催し、エコタウン事業の新たな展開に向けて情報交換等を実施。</p>	<p>全国エコタウン大会やエコタウン行政連絡会議を開催し、情報交換の場をつくるとともに、「エコタウンプラン」の承認等を通じて循環型社会形成を目指す。</p>
4	また、廃棄物等の適正な循環的利用及び処分のための設備投資に対する金融上及び技術上その他の支援措置を講じます。	農林水産省	<p>地域におけるバイオマス利活用の取組を促進するため、バイオマス利活用計画の策定や、バイオマス変換施設等の整備に対する補助を実施。</p>	<p>平成17年から平成20年度に、たい肥化施設やメタン発酵施設をはじめとするバイオマス変換施設を248か所整備。(平成21年4月時点)</p> <p>また、地域のバイオマス利活用を効果的に行うバイオマスタウン構想の公表数も224地区225市町村に増加。(平成22年度1月時点)</p>	<p>バイオマスタウン構想の公表数は平成19年度の136地区から大きく増加しており、目標数(平成22年度に300地区)に向けて順調に推移している。</p>	<p>バイオマスタウン構想の公表数が順調に増加していることから、引き続き施策を推進し、循環型社会の形成を促進する。</p>

		経済産業省		<p>3Rに資する設備の導入にあたり、一定の要件を満たすものについては、以下の措置を行う。</p> <p>日本政策金融公庫(中小企業事業、国民生活事業)からの低利融資。 3Rに資する設備の導入にあたり、固定資産税の軽減。 事業リスクが高く資金調達が困難なりサイクル設備の整備等に融資を行う民間金融機関等に対する利子補給。</p>	<p>20年度低利融資の結果(単位:百万円) 日本政策金融公庫 ・中小企業事業 86件 6,255 ・国民生活事業 57件 717 20年度設備の固定資産税の軽減についての結果(減収額) (単位:百万円) 固定資産税 32 経済産業省関係のみ 利子補給の実績(21年度) 件数:14件 金額:17,250千円 全て、日本政策投資銀行に補給金を交付。))</p>	<p>設備等の導入は進んでいるところであるが、引き続き支援策を講じる必要がある。</p>	<p>次年度要求においては、事業者の利便性の向上や政策目的の一層の明確化を図るべく、必要に応じて制度の検討を行う。</p>
4	<p>加えて、循環型社会ビジネスを後押しする金融面での環境配慮の評価手法の開発などその取組を促進する方策を検討します。</p>	環境省		<p>「環境力」評価手法の検討 市場において環境に配慮した製品・サービス・企業の環境力を適切に評価し、投融資行動につなげる仕組みの構築に向けた検討を行っている。</p>	<p>金融機関や投資家に的確に訴求する「環境力」の評価手法の開発、「環境力」を的確に表す株価指数等への適用のあり方、比較可能な環境情報開示のあり方について検討を行った。</p>		